

# 阿賀野市地域防災計画 (案)

## 【地震災害対策編】

阿賀野市防災会議

---

---

## 目 次

---

---

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 地震災害対策編 .....                     | 1  |
| 第1章 総 則 .....                     | 1  |
| 第1節 計画の趣旨・基本方針.....               | 2  |
| 第2節 防災関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱 ..... | 6  |
| 第3節 阿賀野市の特質と地震災害.....             | 12 |
| 第4節 積雪期における地震.....                | 19 |
| 第2章 地震災害予防.....                   | 21 |
| 第1節 防災教育・訓練計画.....                | 21 |
| 第2節 自主防災組織育成計画.....               | 26 |
| 第3節 災害に強いまちづくり計画.....             | 30 |
| 第4節 地盤災害予防計画.....                 | 34 |
| 第5節 建築物等災害予防計画.....               | 37 |
| 第6節 公共土木施設等災害予防計画.....            | 41 |
| 第7節 鉄道施設の災害予防計画.....              | 44 |
| 第8節 土砂災害予防計画.....                 | 44 |
| 第9節 河川災害予防計画.....                 | 45 |
| 第10節 農地・農業用施設等の災害予防計画 .....       | 46 |
| 第11節 防災通信施設災害予防計画.....            | 48 |
| 第12節 公衆通信施設災害予防計画.....            | 48 |
| 第13節 電力供給施設災害予防計画.....            | 48 |
| 第14節 上水道施設災害予防計画.....             | 49 |
| 第15節 下水道施設災害予防計画.....             | 53 |
| 第16節 原子力災害予防計画.....               | 56 |
| 第17節 危険物等施設災害予防計画.....            | 56 |
| 第18節 地震火災予防計画.....                | 57 |
| 第19節 孤立防止対策.....                  | 63 |
| 第20節 廃棄物処理体制の整備.....              | 65 |
| 第21節 救急・救助体制の整備.....              | 66 |
| 第22節 医療救護体制の整備.....               | 66 |
| 第23節 避難体制の整備.....                 | 66 |

|        |                  |     |
|--------|------------------|-----|
| 第 24 節 | 災害時要援護者の安全確保計画   | 66  |
| 第 25 節 | 食料・生活必需品等の確保計画   | 67  |
| 第 26 節 | 文教施設における災害予防計画   | 69  |
| 第 27 節 | 文化財の災害対策         | 74  |
| 第 28 節 | ボランティアとの協働体制整備計画 | 74  |
| 第 29 節 | 積雪期の地震災害予防計画     | 75  |
| 第 30 節 | 事業所等の事業継続        | 77  |
| 第 31 節 | 行政機関の業務継続        | 77  |
| 第 3 章  | 災害応急対策           | 78  |
| 第 1 節  | 災害対策本部の組織・運営計画   | 80  |
| 第 2 節  | 職員の配備・招集         | 92  |
| 第 3 節  | 自主防災組織による応急対策計画  | 95  |
| 第 4 節  | 防災関係機関の相互協力体制    | 98  |
| 第 5 節  | 防災通信施設応急対策       | 98  |
| 第 6 節  | 被災状況等情報収集伝達計画    | 98  |
| 第 7 節  | 広報計画             | 98  |
| 第 8 節  | 住民等避難計画          | 99  |
| 第 9 節  | 避難所運営計画          | 105 |
| 第 10 節 | 孤立地域対策計画         | 111 |
| 第 11 節 | 自衛隊の災害派遣計画       | 114 |
| 第 12 節 | 輸送計画             | 114 |
| 第 13 節 | 警備・保安及び交通対策計画    | 114 |
| 第 14 節 | 消火活動計画           | 115 |
| 第 15 節 | 救急・救助活動計画        | 120 |
| 第 16 節 | 医療救護活動計画         | 123 |
| 第 17 節 | 防疫及び保健衛生計画       | 123 |
| 第 18 節 | こころのケア対策計画       | 123 |
| 第 19 節 | 廃棄物処理計画          | 123 |
| 第 20 節 | トイレ対策計画          | 123 |
| 第 21 節 | 入浴対策計画           | 123 |
| 第 22 節 | 食糧供給計画           | 123 |
| 第 23 節 | 生活必需品等供給計画       | 123 |
| 第 24 節 | 災害時要援護者の応急対策     | 124 |

|        |                         |     |
|--------|-------------------------|-----|
| 第 25 節 | 文教施設における応急対策.....       | 128 |
| 第 26 節 | 文化財応急対策.....            | 134 |
| 第 27 節 | 障害物の処理計画.....           | 135 |
| 第 28 節 | 遺体の捜索・処理・埋葬計画.....      | 137 |
| 第 29 節 | 愛玩動物の保護対策.....          | 137 |
| 第 30 節 | 災害時の放送.....             | 137 |
| 第 31 節 | 公衆通信施設応急対策.....         | 137 |
| 第 32 節 | 電力供給施設応急対策.....         | 137 |
| 第 33 節 | ガス供給対策.....             | 137 |
| 第 34 節 | 給水・上水道施設応急対策.....       | 137 |
| 第 35 節 | 下水道施設応急対策.....          | 137 |
| 第 36 節 | 原子力災害応急対策.....          | 137 |
| 第 37 節 | 危険物等施設応急対策.....         | 137 |
| 第 38 節 | 道路及び橋梁応急対策.....         | 138 |
| 第 39 節 | 鉄道施設の応急対策.....          | 140 |
| 第 40 節 | 治山、砂防、河川施設の応急対策.....    | 141 |
| 第 41 節 | 農地・農業用施設等の応急対策.....     | 145 |
| 第 42 節 | 農林水産業応急対策.....          | 148 |
| 第 43 節 | 商工業応急対策.....            | 148 |
| 第 44 節 | 応急住宅対策.....             | 148 |
| 第 45 節 | ボランティア受入れ計画.....        | 148 |
| 第 46 節 | 義援金品の受入れ・配分計画.....      | 148 |
| 第 47 節 | 義援物資対策.....             | 148 |
| 第 48 節 | 災害救助法による救助計画.....       | 148 |
| 第 4 章  | 災害復旧・復興計画.....          | 149 |
| 第 1 節  | 民生安定化対策.....            | 149 |
| 第 2 節  | 融資・貸付その他資金等による支援計画..... | 149 |
| 第 3 節  | 公共施設等災害復旧対策.....        | 149 |
| 第 4 節  | 災害復興対策.....             | 149 |

---

---

# 地震災害対策編

---

---

# 第 1 章 総 則

---

## 第 1 節 計画の趣旨・基本方針

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定により、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、市、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における地震災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

大規模な災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、市域及び住民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。

### 2 計画の性格及び構成

この計画は、阿賀野市防災会議が策定する阿賀野市地域防災計画のうち、次に掲げる地震災害に関する計画であり、本市地域における地震対策に関し、以下の 6 点等の総合的かつ基本的な性格を有するものである。

- (1) 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民等がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携する体制
- (2) 市対策本部及び現地対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防及び自主防災組織の育成整備に関する計画
- (3) 気象予報の収集伝達、I C T ツールを利活用した災害情報等の収集、避難、避難所運営、水防、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- (4) 災害時要援護者(高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等)対策の一層の充実
- (5) 災害復旧に関する計画
- (6) その他災害対策に必要な計画

地震災害対策編の構成は、次のとおりとする。

- (1) 総則
- (2) 地震災害予防計画
- (3) 地震災害応急対策計画
- (4) 地震災害復旧・復興計画

### 3 計画策定の前提

この計画は、過去における大規模な地震等による災害の経験を礎に、本市の自然条件、社会条件等を踏まえ、本市における防災に関する計画を定めるものである。

また、策定にあたっては、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」や「新潟県地域防災計画 震災対策編」等の他の計画と十分な調整を図るものとする。

### 4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

従って、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日(緊急を要するものについてはその都度)までに、計画の修正案を阿賀野市防災会議に提出するものとする。

### 5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整えるものとする。

防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他市町村の防災担当部局等、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の 3 点を実行するものとする。

- (1) 必要に応じた計画に基づくマニュアル(実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。)の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- (2) 計画、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他の計画(開発計画、投資計画等)の防災の観点からのチェック

### 6 災害に強いまちづくりのビジョン

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、阿賀野市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の強化を図る。

また、災害情報の伝達や、相互の連絡機構が活用できる状態を確保するために、防災情報通信網を整備するとともに、設備の安全対策について検討する。

#### (1) 地震災害予防対策

本市域の南西から北東方向には、県下において最も規模の大きな活断層とされている月岡断層が確認されており、直下型地震発生の可能性を含めて、地震に起因する災害は複雑多様であると考えられる。

地震動による建物の倒壊等の災害や、二次災害となる火災の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、避難地、避難路の設定及び生活保護のための措置等平常時の予防対策に取り組んでいく。

特に、高齢者等の要援護者の避難支援などに留意し、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。

## 7 災害に強いまちづくりの基本方針

#### (1) 災害に強く、豊かな地域社会を創造する防災環境の整備

五頭山系を背後に阿賀野川水系を中心とした利水のもと、新潟平野の扇状地に穀倉地帯が広がる本市の立地環境を活かしつつ、水原地区や安田地区の市街地や笹神地区南部の温泉地区の特性に配慮した防災環境を備え、集落地内の細街路や用水路等を考慮した防災空間が配置された災害に強いまちづくりを推進する。

#### (2) 水害・震災・土砂災害対策などの総合的な防災対策の推進

本市は、阿賀野川の扇状地や月岡断層などの災害を誘発するさまざまな立地要因を持っており、今後とも水防事業や砂防事業など、総合的な治山治水事業に取り組んでいくことにより、より一層の災害予防対策を講じるとともに、自然災害の脅威を認識しつつ、避難・警戒体制に万全を期していく。

#### (3) 被災時の迅速かつ柔軟な防災体制の確立

災害による突発的な事態や、非常時における想定外の局面において、迅速かつ柔軟に対応できる防災体制の確立を図るとともに、行政職員の初期初動体制の整備、情報収集体制の充実強化や情報伝達手段のバックアップなど、多角的な見地から被災時に備えた対策を講じていく。

また、国や県はもとより、周辺市町村を始め、相互応援協定締結自治体などとの連携体制の維持確認に努め、強固な防災体制の確立を目指す。

#### (4) 高齢者や障害者など災害時要援護者に配慮した支援体制

少子高齢化が進展する本市の社会的な実状を踏まえ、災害時に最も被害を受けやすい住民の安全と安心を確保できる支援体制づくりを進めていく。

このため、高齢者や障害者などのいわゆる災害時要援護者といわれる住民の情報把握に努めるとともに、被災時の救援・避難活動に活かすことのできる防災情報システムの確立を図るなど、事前の情報管理を図っていく。

#### (5) 市民の自主的・主体的な防災活動への取り組み促進

災害時においてその被害を最小限にとどめるため、市民・事業所・行政が三位一体となった防災活動の展開が求められる。

本市では、あらゆる機会を活用し、三位一体の防災活動を展開するための知識の普及や実践訓練などを進めるとともに、防災活動の原単位となる自主防災組織の育成とネットワークづくりを進めていく。

## 第2節 防災関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

### 1 防災関係機関及び住民

#### (1) 阿賀野市

阿賀野市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本市地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

#### (2) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### (6) 住民

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

住民は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

#### (7) 企業

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業

務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

また、企業は地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、地域の防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。

## 2 各機関の事務又は業務の大綱

阿賀野市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、新潟県、阿賀野市、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて阿賀野市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

| 機関名                 | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 阿賀野市                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市防災会議に関すること。</li> <li>・ 市内における公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること。</li> <li>・ 災害予警報等情報伝達に関すること。</li> <li>・ 被災状況の情報収集に関すること。</li> <li>・ 災害広報及び避難勧告、避難指示に関すること。</li> <li>・ 被災者の救助、救護に関すること。</li> <li>・ 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</li> <li>・ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。</li> <li>・ 消防活動及び浸水対策活動に関すること。</li> <li>・ 被災児童、生徒に対する応急の教育に関すること。</li> <li>・ 災害時要援護者に対する相談、援護に関すること。</li> <li>・ 公共土木施設、農地及び農業用施設に対する応急措置に関すること。</li> <li>・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</li> <li>・ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること。</li> <li>・ 水道事業等の災害対策に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                   |
| 新潟県                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新潟県防災会議に関すること。</li> <li>・ 市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施について総合調整に関すること。</li> <li>・ 災害予警報等の情報伝達に関すること。</li> <li>・ 被災状況に関する情報収集に関すること。</li> <li>・ 災害広報に関すること。</li> <li>・ 避難の勧告・指示に関すること。</li> <li>・ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。</li> <li>・ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</li> <li>・ 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。</li> <li>・ 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。</li> <li>・ 被災児童、生徒に対する応急の教育に関すること。</li> <li>・ 災害時要援護者に対する相談、援護に関すること。</li> <li>・ 公共土木施設、農地及び農業用施設に対する応急措置に関すること。</li> <li>・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</li> <li>・ 緊急通行車両の確保に関すること。</li> <li>・ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること。</li> <li>・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>・ 他の都道府県に対する応援要請に関すること。</li> <li>・ 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること。</li> </ul> |
| 新潟県警察本部<br>(阿賀野警察署) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導、被災者の救出その他人命救助に関すること。</li> <li>・ 交通規制及び緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>・ 行方不明者調査及び死体の検視に関すること。</li> <li>・ 犯罪の予防、取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

| 機 関 名                |                      | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                                                                                                               |
|----------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定<br>地方<br>行政<br>機関 | 北 陸 農 政 局            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国営農業用施設の整備とその防災管理並びに災害復旧に関すること。</li> <li>・ 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関すること。</li> </ul>                                 |
|                      | 新潟地域センター             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関すること。</li> </ul>                                                                                 |
|                      | 北陸信越運輸局              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送あっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。</li> </ul>                                                      |
|                      | 北陸地方整備局<br>新潟国道事務所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道の改修並びに国道指定区間の管理、維持及び修繕に関すること。</li> <li>・ 国道の除雪及び災害復旧に関すること。</li> </ul>                                            |
|                      | 北陸地方整備局<br>阿賀野川河川事務所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿賀野川の維持管理及び災害復旧に関すること。</li> <li>・ 阿賀野川の洪水予報業務に関すること。</li> <li>・ 阿賀野川の水防警報に関すること。</li> </ul>                         |
|                      | 新潟地方気象台              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象、地象、水象等の予報及び警報に関すること。</li> <li>・ 気象、地象、地動、水象の観測結果及び情報の速報並びに発表に関すること。</li> <li>・ 阿賀野川の洪水予報業務に関すること。</li> </ul>     |
|                      | 関東森林管理局<br>下越森林管理署   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林整備による災害防止に関すること。</li> <li>・ 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理に関すること。</li> <li>・ 災害時における木材（国有林）の払い下げに関すること。</li> </ul> |
| 自 衛 隊                |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。</li> <li>・ 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること。</li> </ul>                    |
| 指定<br>公共<br>機関       | 東日本旅客鉄道株式会社<br>新潟支社  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道施設の防災管理に関すること。</li> <li>・ 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること。</li> <li>・ 旅客の避難、救護に関すること。</li> </ul>                        |
|                      | 東日本電信電話株式会社<br>新潟支店  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気通信設備の防災管理に関すること。</li> <li>・ 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること。</li> </ul>                                            |
|                      | 東北電力株式会社<br>新発田営業所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力施設の防災対策及び復旧対策に関すること。</li> <li>・ 災害時における電力供給の確保に関すること。</li> </ul>                                                  |

| 機 関 名                                |                                                                                                          | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指<br>定<br>公<br>共<br>機<br>関           | 株式会社エヌ・ティ・ティ・コム<br>KDDI 株式会社                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話の通信施設に関する防災対策及び復旧対策に関すること。</li> <li>・ 非常時におけるメール情報通信の確保と気象情報・安否情報などの伝達に関すること。</li> </ul>                                                                            |
|                                      | 日本郵便株式会社<br>信 越 支 社                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。</li> <li>・ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。</li> </ul>                                                                                       |
|                                      | 日 本 赤 十 字 社<br>新 潟 県 支 部                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における医療救護に関すること。</li> <li>・ 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること。</li> <li>・ 災害時の血液製剤の供給に関すること。</li> <li>・ 義援金及び救援物資の募集及び配分に関すること。</li> <li>・ 奉仕班の編成及び派遣並びに連絡調整に関すること。</li> </ul> |
|                                      | 日 本 放 送 協 会                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象警報等の放送に関すること。</li> <li>・ 災害時における広報に関すること。</li> </ul>                                                                                                                  |
|                                      | 東日本高速道路株式会社<br>新 潟 管 理 局                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 磐越自動車道の防災対策並びに災害復旧に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                    |
|                                      | 日本通運株式会社<br>新 潟 支 社<br>新潟運輸株式会社<br>新 津 営 業 所                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における緊急輸送の確保に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                        |
| 指<br>定<br>地<br>方<br>公<br>共<br>機<br>関 | 新潟交通株式会社                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。</li> <li>・ 災害時における被災地との交通の確保に関すること。</li> </ul>                                                                                               |
|                                      | 株式会社新潟日報社                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における広報活動に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                           |
|                                      | 株式会社新潟放送<br>株式会社新潟総合テレビ<br>株式会社テレビ新潟放送網<br>株式会社新潟テレビ 21<br>株式会社エフエムラジオ新潟<br>新潟県民エフエム放送株式会社<br>株式会社エフエム新津 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象警報等の放送に関すること。</li> <li>・ 災害時における広報に関すること。</li> </ul>                                                                                                                  |
|                                      | 阿賀野川土地改良区<br>笹岡土地改良区<br>阿賀用水右岸土地改良連合                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設防災管理並びに災害復旧に関すること。</li> <li>・ 災害時における農地、農業用施設の被害調査の実施に関すること。</li> <li>・ 農地、農業用施設の災害復旧計画の策定及び実施に関すること。</li> </ul>                                                      |
|                                      |                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                  |

| 機 関 名                  |                                                            | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                                                                                                                         |
|------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他の公益的事業を営む法人         | 北蒲みなみ農業協同組合<br>ささかみ農業協同組合<br>酪農にいがた農業協同組合阿賀野支所<br>下越農業共済組合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作物等の災害応急対策の指導に関すること。</li> <li>・ 被災農家に対する融資又はあっせんに関すること。</li> <li>・ 農業生産資材及び農家生産資材の確保、あっせんに関すること。</li> </ul>                  |
|                        | 水 原 商 工 会<br>安 田 商 工 会<br>京ヶ瀬商工会<br>笹 神 商 工 会              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。</li> <li>・ 救助、救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。</li> <li>・ 被災商工業者に対する資金の融資又はあっせんに関すること。</li> </ul> |
| その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 | 阿賀野市建設業協会                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における応急対策及び応急復旧の協力に関すること。</li> </ul>                                                                                        |
|                        | 新発田北蒲原医師会                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師会救護班の編成並びに連絡調整に関すること。</li> <li>・ 災害時における医療救護活動の実施に関すること。</li> </ul>                                                         |
|                        | 社団法人新潟県エルピーガス協会蒲原支部                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること。</li> <li>・ ガス施設の防護管理に関すること。</li> <li>・ 住民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること。</li> </ul>               |
|                        | 危険物関係施設<br>管 理 者                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における危険物の保安措置に関すること。</li> </ul>                                                                                             |
|                        | 自 動 車 運 送<br>事 業 会 社                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急急送の確保に関すること。</li> <li>・ 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること。</li> </ul>                                |

## 第3節 阿賀野市の特質と地震災害

### 1 地質

阿賀野市は、新潟平野のほぼ中央に位置し、市の南側に流れる阿賀野川の堆積物によって形成された三角州性低地、氾濫原性低地及び自然堤防・砂州の点在する低地が広がるとともに、東側には標高 1,000m 級の間々によって傾斜度 30° 以上の起伏のある五頭連峰が連なっている。

本市平野部の表層地質は、砂・泥からなる三角州性堆積物及び砂・泥・礫からなる氾濫性堆積物によって形成され、東端部には油田・ガス田の地質が確認されている。

また、村杉低地帯西部丘陵は主に砂・泥・礫、五頭山麓は主に花崗岩及び花崗閃緑岩によって形成された地質である。

さらに、五頭連峰の西裾部には村杉低地帯を挟み、長さ 20 km に渡り、月岡断層が南北に縦貫し、これに沿って新潟平野の扇状地が形成されている。

月岡断層に並行し長さ 2 km に渡り庵地断層が確認されている。

### 2 過去の地震被害

阿賀野市においては平成 7 年 4 月に発生した新潟県北部地震で住宅及びライフラインに被害を受けており、災害救助法の適用を受けている。

また、古地震跡として遺跡の発掘により、都辺田遺跡(約 5,000 年前、約 3,600 年前)、野中遺跡(約 4,000 年前)、腰廻り遺跡(約 1,000 年前)頃に、地震があったことが推測され、五頭山麓地域では、計 4 回の地割れや液状化をおこすほどの強い地震があったとみなされている。

近年の地震災害履歴は以下の通りである。

| 日付               | 名称                                    | 地域             | 内 容                                                                                                                    |
|------------------|---------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 39 年 6 月 16 日 | 新潟地震<br>(M7.5)                        | 安田町            | 全壊住宅 3 棟、非住宅 5 棟、半壊住宅 15 棟、非住宅 23 棟、瓦半製品、陶管等 175 万円相当の被害                                                               |
|                  |                                       | 京ヶ瀬村<br>北部     | 住宅全壊 11 棟、半壊 25 棟、非住家全半壊 69 棟、被害額 116,000 千円                                                                           |
|                  |                                       | 水原町            | 瓢湖周辺から西外城・北新町・本町北側の軟弱地盤家屋で全半壊が多発し、激甚災害法が適用された。<br>本町通などの家屋密集地で家屋が将棋倒しのようになり、隣接家屋に被害が波及した。<br>水原町の震度 5、全壊 85 棟、半壊 205 棟 |
| 平成 7 年 4 月 1 日   | 新潟県<br>北部地震<br>(北蒲直下<br>型地震、<br>M5.6) | 京ヶ瀬村<br>(震度 4) | 軽症 2 名、住家一部破損 1 棟、非住家半壊 1 棟、上水道被害 20 件、ブロック塀等倒壊 2 件、被害総額 1,834 千円                                                      |
|                  |                                       | 水原町<br>(震度 5)  | 天神堂・千原・沖通り地区に被害が集中した。<br>全壊 1 棟、半壊 48 棟                                                                                |
|                  |                                       | 笹神村<br>(震度 5)  | 重症 2 名、軽症 40 名、全壊住家 52 棟、半壊住家 98 棟、水道断水 74 件、被害総額 4,747,595 千円<br>災害救助法適用                                              |

### 3 地震被害想定調査における地域の危険性

県は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成 7 年から平成 10 年にかけて「新潟県地震被害想定調査」を実施し、その結果を、平成 10 年 3 月に新潟県地震被害想定調査報告書」にまとめた。

新潟県地震被害想定調査では、秋田沖地震、新潟県南西沖地震、下越地域の地震、中越地域の地震、上越地域の地震、栗島付近の地震の 6 つの地震発生に対し、「春夏秋冬」の季節別での被害想定を行っている。

特に、本市に影響のある地震として、下越地方の地震、栗島付近地震があり、次のような被害予想（本市では津波の可能性がないため、津波被害は除外）があげられる。

なお、想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではない。

【想定震源断層の緒元】

| 震源緒元<br>想定地震  |              | マグニ<br>チュード | 長さ     | 幅     | 傾斜    | 上端深＊ | 位置等                     |
|---------------|--------------|-------------|--------|-------|-------|------|-------------------------|
| 海域<br>の<br>地震 | 秋田沖地震        | 7.6         | 80 km  | 40 km | 30° E | 1 km | 秋田県西方沖合の震源              |
|               | 新潟県南西沖<br>地震 | 7.7         | 100 km | 38 km | 35° E | 2 km | 佐渡西方から糸魚川市沖<br>合にかけての震源 |
|               | 粟島付近の<br>地震  | 7.5         | 80 km  | 30 km | 56° W | 6 km | 1964 年新潟地震と同程度<br>の地震   |
| 内陸<br>の<br>地震 | 下越地域の<br>地震  | 7           | 32 km  | 12 km | 90°   | 6 km | 新潟市から白根市にかけ<br>ての断層     |
|               | 中越地域の<br>地震  | 7           | 20 km  | 10 km | 90°   | 4 km | 見附市から長岡市にかけ<br>ての断層     |
|               | 上越地域の<br>地震  | 7           | 20 km  | 10 km | 90°   | 6 km | 上越市から新井市にかけ<br>ての断層     |

＊断層上端から地表面までの距離

(1) 人的被害

|              |      | 春      | 夏      | 秋      | 冬      |
|--------------|------|--------|--------|--------|--------|
| 秋田沖地震        | 死者数  | 0      | 0      | 0      | 0      |
|              | 重傷者数 | 0      | 0      | 0      | 0      |
|              | 軽傷者数 | 0      | 0      | 0      | 0      |
|              | 避難者数 | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 新潟県<br>南西沖地震 | 死者数  | 0      | 0      | 0      | 0      |
|              | 重傷者数 | 0      | 0      | 0      | 0      |
|              | 軽傷者数 | 3      | 3      | 3      | 3      |
|              | 避難者数 | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 下越地域の地震      | 死者数  | 20     | 27     | 20     | 27     |
|              | 重傷者数 | 61     | 61     | 61     | 61     |
|              | 軽傷者数 | 1, 186 | 1, 186 | 1, 186 | 1, 186 |
|              | 避難者数 | 4, 732 | 4, 732 | 4, 736 | 4, 737 |
| 中越地域の地震      | 死者数  | 0      | 0      | 0      | 0      |
|              | 重傷者数 | 0      | 0      | 0      | 0      |
|              | 軽傷者数 | 2      | 2      | 2      | 2      |
|              | 避難者数 | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 上越地域の地震      | 死者数  | 0      | 0      | 0      | 0      |
|              | 重傷者数 | 0      | 0      | 0      | 0      |
|              | 軽傷者数 | 0      | 0      | 0      | 0      |
|              | 避難者数 | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 栗島付近の地震      | 死者数  | 0      | 0      | 0      | 0      |
|              | 重傷者数 | 15     | 15     | 15     | 15     |
|              | 軽傷者数 | 305    | 305    | 305    | 305    |
|              | 避難者数 | 726    | 726    | 726    | 726    |

(2) 建物被害

|         | 木造被害数(棟) |       | 非木造被害数(棟) |    |     |    |       |    |
|---------|----------|-------|-----------|----|-----|----|-------|----|
|         |          |       | R C 造     |    | S 造 |    | 軽量鉄骨造 |    |
|         | 全壊       | 半壊    | 大破        | 中破 | 大破  | 中破 | 大破    | 中破 |
| 下越地方の地震 | 1,022    | 2,897 | 9         | 72 | 20  | 10 | 14    | 34 |
| 栗島付近地震  | 13       | 579   | 0         | 22 | 0   | 0  | 1     | 1  |

|         | 非木造被害数(棟) |    |    |     | 合計(棟)         |               |
|---------|-----------|----|----|-----|---------------|---------------|
|         | その他       |    | 計  |     | 木造全壊<br>非木造大破 | 木造半壊<br>非木造中破 |
|         | 大破        | 中破 | 大破 | 中破  |               |               |
| 下越地方の地震 | 7         | 23 | 50 | 139 | 1,072         | 3,036         |
| 栗島付近地震  | 0         | 0  | 1  | 23  | 14            | 602           |

(3) 上水道

|         | 給水人口<br>(人) | 給水世帯<br>(世帯) | 配水管延長<br>(Km) | 配水管被害       |                | 給水管被害箇所数<br>(箇所) | 供給支障  |              |
|---------|-------------|--------------|---------------|-------------|----------------|------------------|-------|--------------|
|         |             |              |               | 箇所数<br>(箇所) | 被害率<br>(箇所/Km) |                  | 支障率   | 断水戸数<br>(世帯) |
| 下越地方の地震 | 47,961      | 11,927       | 372           | 593         | 1.60           | 3,439            | 90.4% | 10,779       |
| 栗島付近の地震 |             |              |               | 59          | 0.16           | 359              | 41.9% | 5,000        |

(4) 下水道

|         | 排水管延長<br>(Km) | 箇所数<br>(箇所) | 被害率<br>(箇所/Km) |
|---------|---------------|-------------|----------------|
| 下越地方の地震 | 10            | 119         | 11.41          |
| 栗島付近の地震 |               | 3           | 0.25           |

(5) 電力

|         | 支持<br>物件数<br>(基) | 供給<br>世帯数<br>(世帯) | 地震動<br>液状化<br>(基) | 火災<br>(基) | 合計 | 地震動<br>液状化<br>(%) | 火災<br>(%) | 合計    | 機能<br>支障率 | 停電<br>世帯数 |
|---------|------------------|-------------------|-------------------|-----------|----|-------------------|-----------|-------|-----------|-----------|
| 下越地方の地震 | 9,610            | 12,138            | 38                | 1         | 39 | 0.40%             | 0.01%     | 0.41% | 14.25%    | 1,730     |
| 栗島付近の地震 | 9,610            | 12,138            | 33                | 1         | 34 | 0.34%             | 0.01%     | 0.35% | 13.43%    | 1,630     |

(6) 通信施設

|             | 支持物件<br>(基) | 地中<br>ケーブル<br>(m) | 加入回線<br>(世帯) | 地震動液状化<br>(基) | 火災 (基) | 合計 |
|-------------|-------------|-------------------|--------------|---------------|--------|----|
| 下越地方の<br>地震 | 6,835       | 4,909             | 17,073       | 30            | 0      | 30 |
| 栗島付近の<br>地震 | 6,835       | 4,909             | 17,073       | 17            | 0      | 17 |

|             | 地中ケー<br>ブル被害<br>延長 (m) | 地震動液<br>状化<br>(%) | 火災 (%) | 合計    | 地中ケー<br>ブル被害<br>率 | 機能支障<br>率 | 機能支障<br>世帯数 |
|-------------|------------------------|-------------------|--------|-------|-------------------|-----------|-------------|
| 下越地方の<br>地震 | 56                     | 0.44%             | 0.00%  | 0.44% | 1.14%             | 7.30%     | 1,247       |
| 栗島付近の<br>地震 | 56                     | 0.25%             | 0.00%  | 0.25% | 1.14%             | 2.44%     | 416         |

(7) 重要防災施設等

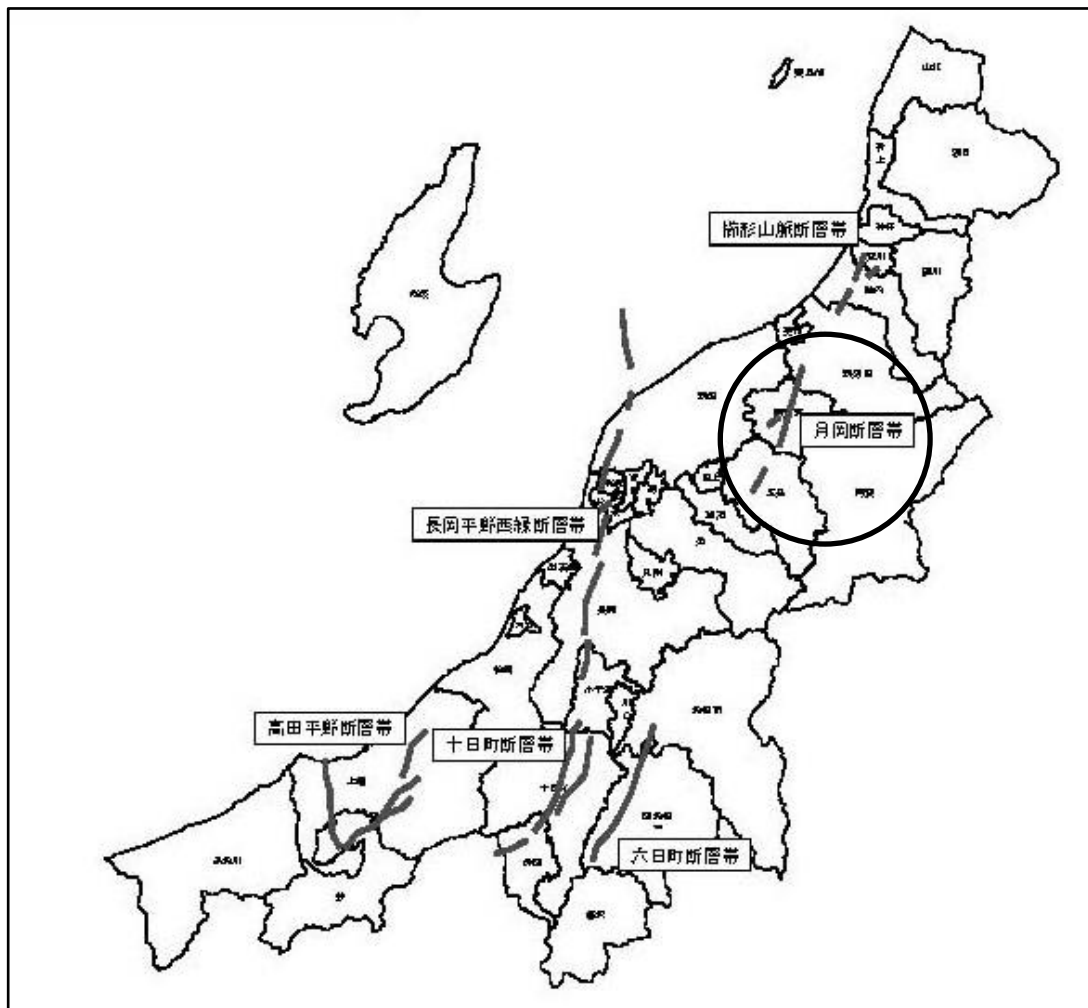
|                       |          | 機能に支障を来す可能<br>性がある施設件数 | 概ね使用可であるが、<br>一部に使用制限が発生す<br>る可能性がある施設件数 |
|-----------------------|----------|------------------------|------------------------------------------|
| 災害対策本部関係<br>施設 (市役所等) | 新潟県南西沖地震 | 0                      | 1                                        |
|                       | 下越地方の地震  | 3                      | 1                                        |
|                       | 栗島付近の地震  | 2                      | 1                                        |
| 警察署・消防署               | 新潟県南西沖地震 | 0                      | 1                                        |
|                       | 下越地方の地震  | 8                      | 1                                        |
|                       | 栗島付近の地震  | 5                      | 1                                        |
| 公民館・小中学校<br>体育館等      | 新潟県南西沖地震 | 0                      | 2                                        |
|                       | 下越地方の地震  | 90                     | 16                                       |
|                       | 栗島付近の地震  | 38                     | 13                                       |

## 4 活断層の長期評価

国の地震調査研究推進本部が、社会的、経済的に大きな影響を与えると考えられ調査対象とした全国の98活断層帯のうち、県内には、楡形山脈断層帯、月岡断層帯、長岡平野西縁断層帯、十日町断層帯が存在しているほか、新たに六日町断層帯及び高田平野断層帯が調査対象に加わった。

特に、本市に影響のある活断層帯として、月岡断層帯があげられる。

【新潟県内の活断層帯】



【月岡断層帯の長期評価】

|       | 予想地震規模 (M) | 地震発生確率<br>(今後 30 年以内) | 最新活動時期           |
|-------|------------|-----------------------|------------------|
|       |            |                       | 平均活動間隔           |
| 月岡断層帯 | 7.3 程度     | ほぼ 0%～1%              | 約 6,500 年～900 年前 |
|       |            |                       | 7,500 年以上        |

(地震調査研究推進本部地震調査委員会)

## 第4節 積雪期における地震

積雪は、地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因として機能することが考えられる。

このため、市は、震災対策を検討する上では、積雪期の地震を想定し、対策を検討しておく必要がある。

### 1 被害拡大要因

#### (1) 家屋被害の拡大

屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が多く発生することが予想される。

#### (2) 火災の発生

家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、火災発生件数が増大することが予想される。

また、各建物は多量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

#### (3) 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、降雪が多く積雪が不安定の場合は、表層雪崩の発生も懸念される。

#### (4) 人的被害の多発

家屋倒壊、火災による人的被害が増大するおそれがある。また、屋根雪の落下や後述の雪壁の崩落等のため、道路通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

### 2 応急対策阻害要因

#### (1) 情報活動の阻害

道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により、孤立集落が多発することが予想され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。

#### (2) 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落することが予想されるため、交通マヒにより緊急輸送活動が著しく困難になる。

#### (3) 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。

#### (4) 救出活動の阻害

倒壊家屋の屋根の雪で、下敷きとなった者の発見・救出が困難になると予想される。

(5) 重要施設応急復旧活動の阻害

重要施設応急復旧活動の阻害復旧は除雪しないと被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

### 3 応急対策需要増加要因

(1) 被災者、避難者の生活確保

被災者、避難者の収容施設に対する暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要がある。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策も長期化することが予想される。

(2) 除雪

全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

### 4 積雪期の地震対策の基本方針

積雪期の地震は、通常期の地震と全く異なる様相を呈することから、より大きくより長期に及ぶ地震被害を地域社会に与えることとなる。

防災関係機関は、積雪期の地震という最悪の事態を想定し地震対策を講じる必要がある。

本計画では、次に掲げる基本方針を基に、関係する業務の各節において具体的な災害予防・応急対策を記述するものとする。

- (1) 救助・消火活動の迅速な実施が困難であることを前提に、各建物の被害発生防止策を推進する（耐震化、屋根の無雪化、室内の地震対策の徹底、出火防止対策の徹底）
- (2) 積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策実施方法を工夫する（全被災者の屋内への収容、暖房対策、早期の温食供給、ヘリ飛行不能に備えた対策）
- (3) 雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備に努める（装軌車両の確保、緊急除雪体制の整備など）

## 第2章 地震災害予防

### 第1節 防災教育・訓練計画

#### 1 計画の方針

##### (1) 基本方針

大地震発生時においては、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であるため、学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、地震に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる市民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進することが重要である。

そのため、災害時に応急対策の主体となる職員等への防災教育を行うとともに、図るものとする。また、災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点的をおいた防災訓練を実施し、その習熟に努めるものとする。

##### (2) 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者の安全を図るため、災害時要援護者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、災害時要援護者の安全確保計画に基づく避難支援プランなどにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

##### (3) 積雪地域での対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては、積雪期を想定した訓練を検討する。

#### 2 市における防災教育・防災訓練

地震災害発生時に応急対策の実施主体となる職員等には、地震に関する知識と適切な判断力が要求される。

##### (1) 防災教育

毎年度当初に所属職員に対し、震災対策計画の内容、所管防災業務における個人の具体的役割と行動、応急対策行動マニュアル等により、教育を行い、災害発生時に備えるものとする。

##### (2) 市における防災訓練

###### ア 計画項目

(ア) 総合防災訓練

(イ) 市職員招集訓練

(ウ) 災害対策本部設置運営訓練

(エ) 非常無線通信訓練

(オ) その他の訓練

#### イ 総合防災訓練

市と防災関係機関との共催により、地震災害時における防災活動の円滑化と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るため、地域住民の参加と協力を得て総合防災訓練を実施するものとする。

(ア) 実施時期

総合防災訓練は定期的に実施するものとする。

(イ) 訓練想定

訓練地域で震度５以上の大きな地震が発生したとの想定で行う。

(ウ) 訓練参加機関

市及びその他防災関係機関、地域住民等

(エ) 訓練項目

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ・本部設置訓練     | ・緊急通信訓練       |
| ・文教施設火災消火訓練 | ・広報訓練         |
| ・避難誘導訓練     | ・社会福祉施設消火避難訓練 |
| ・救出訓練       | ・救急救護訓練       |
| ・一斉放水訓練     | ・炊き出し訓練       |
| ・給水訓練       | ・緊急物資輸送訓練     |
| ・非常招集訓練     | ・その他の訓練       |

#### ウ 市職員招集訓練

勤務時間外の大規模地震発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、防災関係職員を非常招集する訓練を実施する。

#### エ 市災害対策本部設置運営訓練

地震発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、市災害対策本部を設置し運営する訓練を実施する。

#### オ 非常通信訓練

災害時に有線通信が不通もしくは困難な状況になった場合を想定して、県の防災行政無線・携帯電話等を活用し通話連絡を迅速かつ確実に行うために、訓練を実施する。

### 3 防災対策の重要施設における防災教育

#### (１) 危険物等施設における防災教育

地震発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設(危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品、あるいは毒物、劇薬等の危険物品保安管理施設)の施設管理者は、関係法令、保安規定等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民に周知し災害発生に備えるものとする。

(2) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設等の施設管理者は、病人、けが人、老人、障害者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多く利用していることから、施設管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、更には付近住民からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努めるものとする。

(3) 大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応が取れるよう避難路等の表示を行うものとする。

(4) 監督機関の責務

防災上特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、危険物保安統括管理者等、防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に発生時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るものとする。また、その他一般企業の管理者に対しても災害時の対応、防災教育について知識の普及に努めるものとする。

## 4 一般住民に対する防災知識の普及

大地震発生時には、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、住民自らの「自分の身は自分で守る」という意識と行動が肝要である。このため、まず住民が地震に対する知識を持つことが震災対策上の前提であり、市は、組織的かつ計画的な防災訓練や防災知識の普及を行うものとする。

また、住民はこれらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えなければならない。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得、地震発生時の心得

- ア 住宅の耐震診断、家具の固定
- イ 自動車運転時の心得
- ウ 地震発生時の危険個所の周知
- エ 避難場所・避難路の周知
- オ 災害時の応急救護

(2) 啓発方法

市は、パンフレット、リーフレット等の配布や防災ビデオの貸出し等を活用した防災知識の啓発活動を行うものとする。

(3) 各種団体を通じた啓発

教育委員会は、婦人団体、PTA、青少年団体、文化財の保護団体等に対し、各種研修会、集会等を通じ各団体の活動内容に則した防災知識の普及を図るものとする。

(4) 自動車運転者に対する啓発

パンフレット、リーフレット等を利用し地震発生時における運転自粛等の自動車運転者が執るべき次の措置の徹底を図る。

ア 走行中の自動車の措置

- (ア) できるかぎり安全な方法により車を左側に停車させること。
- (イ) 停車後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外停車させ、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとして、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難のために車を使用しないこと。

(5) 相談窓口等

市は各課（局）において、所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。

なお、総合的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりとする。

- ・総合的な事項……………・総務課
- ・建築に関する事項……………・建設課

## 5 学校教育における防災教育・訓練

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校教育においては、児童生徒等の発達段階に応じ地震発生時におこる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。このため市は、幼稚園、保育園、小学校(低学年、中学年、高学年)、中学校など児童生徒の発達段階に応じ、安全教育の一環としてホームルーム、学校行事や課外授業を通じ災害時の対応などの理解を深めるよう指導するものとする。

(2) 防災訓練における留意点

防災訓練にあたっては、学校生活の様々な場面(授業中、昼休み、修学旅行時など)を想定し実施するとともに、放送設備等の点検も含め実施するものとする。

(3) 教職員に対する防災教育

学校管理者は、教職員に対し、防災に対する心構えや地震時に適切に措置がされるよう情報伝達、児童生徒の避難誘導など震災時の対応要領等作成し、周知、徹底するものとする。

## 6 災害時要援護者等に対する防災知識の普及

在宅の高齢者、障害者、外国人、乳幼児等いわゆる災害時要援護者(以下「災害時要

援護者」という。)の安全確保を図るには、災害時要援護者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、災害時においては地域住民の災害時要援護者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。このため、市は、災害時要援護者向けのパンフレット・リーフレット等の発行により防災知識の普及に努めるものとする。また、介護者や地域住民に対し、災害時要援護者の安全確保への支援についてパンフレット、広報誌等により啓蒙普及活動を行うものとする。

## 7 住民の地震に対する心得

住民は、普段から地震に対する備えに心がけるとともに、地震発生時には、被害を最小限に留めるよう努めるものとする。

- (1) 2～3日分の食料・飲料水の備蓄
- (2) 非常持出品の準備
- (3) 家具等の転倒防止対策の実施
- (4) 地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習
- (5) 災害時の家族内の連絡方法の事前の取り決め
- (6) 次世代への災害被災経験の伝承
- (7) 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- (8) 地域住民による地元の地震被害危険箇所の把握・点検・確認

## 第2節 自主防災組織育成計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

大地震発生時には公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。特に、自助・共助・公助の連携を念頭に防災活動を迅速かつ円滑に行うことが被害を抑え、拡大を防ぐことにつながる。規模としては、自治会組織とし、小規模な自治会にあっては複数の自治会組織が連携して1つの自主防災組織となることを想定している。このため市は、住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び企業、工場、小売店舗等における自主防災組織(以下「自主防災組織」という。)の整備育成に努めるものとする。本節においては、自主防災組織等の位置付け及び責務、またその整備育成における市及び住民の果たす役割等について定めるものとする。

### 2 住民の役割

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、行政区等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

### 3 市の役割

#### (1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、財団法人自治総合センターの助成事業、市及び県単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

#### (2) 訓練の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

#### (3) 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、自主防災リーダーを養成する。

### 4 地域住民による自主防災組織

#### (1) 育成の主体

市は、災害対策基本法第5条の規定により自主防災組織の育成主体として位置付けられている。このことから、市においては自治会等に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努めるものとする。

## (2) 育成の方針

全市的に整備を推進するものとし、既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進するものとする。

- ア 自治会活動に防災活動を組み入れる。
- イ 各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。
- ウ 婦人会等地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。
- エ 災害危険度の高い次のような地区に特に重点を置き、推進を図るものとする。
  - (ア) 木造家屋が集中している市街地等
  - (イ) 土砂災害危険地域
  - (ウ) 雪崩発生危険箇所の多い地域
  - (エ) 消防水利、道路事情により消防活動の困難な地域
  - (オ) 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域

## (3) 規模

自主防災組織は、次の事項に留意して住民が最も効果的な防災活動が行われる地域を単位として育成を図るものとする。

- ア 住民が連帯意識に基づいて、防災活動を行うことが期待される自治会単位等の規模であること
- イ 同一の避難所の区域、あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有する地域であること

## (4) 現状

自主防災組織は、平成24年4月1日現在275自治会中182自治会が認定されており、組織率は66%となっている。

認定した自主防災組織に対して、組織活動の促進のための助成を実施している。

## (5) リーダーの育成

市は、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材(以下「自主防災リーダー」という。)の育成に努めるものとする。また、自主防災リーダーの育成に際しては次の点に留意するものとする。

- ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること
- イ 組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダーを同時に育成すること
- ウ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮にいれ、その職務を代行しうる者を育成すること

(6) 県、防災関係機関の育成協力体制

県は、市の行う育成整備活動に積極的に協力するものとし、パンフレットの作成配布やリーダー研修会の開催等に努める。また、自主防災組織の充実に努めるよう市を指導するものとする。その他の防災関係機関は、市が行う自主防災組織の育成整備活動に対し積極的に協力するものとする。

(7) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の整備
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災資機材等の備蓄及び管理
- (オ) 危険箇所の点検・把握
- (カ) 災害時要援護者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集及び伝達
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 住民に対する避難準備情報、避難勧告・指示の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する避難誘導
- (カ) 災害時要援護者に係る情報収集・共有
- (キ) 給食給水及び救助物資等の配分

(8) 自主防災マニュアルの作成

ア 自主防災マニュアルは、自主防災組織が主体的に作成するものとする。

イ その内容は概ね次の通りとする。

- (ア) 自主防災組織とは
- (イ) 平常時の防災活動
- (ウ) 災害時の防災活動
- (エ) 地域で想定される災害
- (オ) 資料（救護活動の手引きほか）

ウ 作成された自主防災マニュアルは、その自主防災組織の活動範囲となる自治会長に配布するものとする。

## 5 事業所等の自衛防災組織等

(1) 現状

多数の者が勤務し又は出入りする施設については、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することが義務付けられており、管内の消防計画の作成届出率、自衛消防組織の設置率は共に 98.6%となっている。

(2) 育成方針

消防本部等はこれらの施設に対する指導体制を確立するとともに、法令に基づき適切な措置を施す等、適正な対策を講ずるものとする。また、消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられていない組織についても、市の実施する総合防災訓練への参加を呼びかける等、日頃からの連携と連絡窓口の周知など発災時の活動が円滑に行えるよう取り組んでいくよう関係機関は指導に努める。

(3) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災要員の配置
- (イ) 消火設備等の維持管理
- (ウ) 防災訓練

イ 災害時の活動

- (ア) 消火活動
- (イ) 通報連絡及び避難誘導

## 6 自主防災組織と自衛消防組織等の連携

事業所等の自衛消防組織は、市の実施する防災訓練の参加、地域の自主防災組織への協力等に努めるものとする。市、消防機関は地域社会における自主防災組織と事業所等の自衛消防組織の平常時及び災害時の協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるよう努めるものとする。

## 第3節 災害に強いまちづくり計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

地震に強い都市整備を推進するためには、市のみならず国、県等都市整備に関する各種機関の協力のもと、幹線道路、公園、河川などの骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、計画的な土地利用の規制、誘導、積極的な緑化の推進と緑地の保全及び木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消などの総合的な施策を展開することが必要である。

ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進

イ 計画的な土地利用の規制・誘導

ウ 防災上危険な市街地の解消

エ 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

オ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

#### (2) 災害時要援護者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、災害時要援護者が安全で円滑に移動できよう避難地や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

#### (3) 積雪地域での対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

### 2 住民・企業等の役割

#### (1) 住民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア 日ごろからの地域の防災上の課題等の把握

イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するための、市民一人ひとりがアイデアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

#### (2) 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

#### (3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

### 3 地震に強い都市整備の計画的な推進

地震に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画作りを実施することが重要であり、防災まちづくりの方針を都市計画の都市マスタープランに位置付けることにより、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努めるものとする。

### 4 地震に強い都市構造の形成

本市の木造密集地においては幅員の狭い道路が多く、有事における避難、救助活動に支障をきたすことから、家屋等の同時多発的な崩壊、延焼による甚大な被害を及ぼす危険性が高い地域について、ゆとりある住環境整備や家屋の耐震化、不燃化の促進に努めるとともに、公共施設等による延焼遮断空間の整備を進め、災害に強い都市構造の形成を図る必要がある。

#### (1) 住環境整備の促進による防災性の強化

ア 防災上危険な木造密集市街地の解消のためには、道路、公園などの公共施設の整備だけではなく、個々の住宅におけるゆとりある住環境の確保と耐震性、不燃化を促進することが重要であるため、積極的な働きかけを行うものとする。特に、高齢者、障害者世帯への耐震診断の補助制度及び一般住宅へ県の助成制度については、広報を通じて積極的に周知を図る。

#### イ 災害に強い新市街地の整備

新市街地の形成にあたっては、防災面に十分考慮し、延焼遮断空間となる住区基幹道路の適正配置と適正規模な区画の確保に努めるとともに、建築物についても耐震、不燃対策を講ずるよう指導を行うものとする。

#### (2) 地域地区制度等による災害に強いまちづくり

道路用地・公共空地の確保と、都市計画での地域地区等の組合せにより、防災効果を高めるものとする。

ア 商業地域や近隣商業地域の既存密集市街地においては準防火地域として耐火性を高めるとともに、他の市街地においても建築基準法第 22 条等の適用による防火性能を高めた建築物の普及に努める。

イ 建築物の用途鈍化による秩序ある市街地形成を図るべく、用途地域制度の適正な運用に努め、震災時の火災発生及び拡大要因の除去を図るものとする。

ウ 地区計画の決定やまちづくり協定の締結により、道路用地、公園用地の確保、建築物の壁面後退、生け垣の推進等による一体的な災害に強い市街地整備を図るものとする。

## 5 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

市街地では、地震発生時においても安全な避難、円滑な消防・救急活動など最低限必要な機能が確保できるような避難路、防災活動の拠点等の整備が重要である。

### (1) 災害時の緊急ネットワークの整備

災害時の緊急支援物資の輸送、救急消防活動の迅速かつ円滑な実施を確保するための防災幹線道路ネットワークの整備を関係機関と協力して推進する。

#### ア 避難路のネットワークの整備

災害時の地域住民の円滑な避難を確保するための避難路ネットワークの計画的な整備を推進する。

#### イ 延焼防止や安全な避難路確保の観点に配慮した道路の整備

市は、道路の整備にあたって延焼防止や安全な避難路確保等の道路のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努めるものとする。

### (2) 防災に資する都市公園

市は、災害応急対策施設を備えた一次避難地や広域避難地となる公園（防災公園）を、多様な整備手法を活用しつつ、関係機関と連携を図りながら整備について検討するものとする。

### (3) 防災用水利の確保

有事における初期消火対策は極めて重要であり、水道の送配水施設の破損による断水等を考慮し、消火栓のみに頼らない多面的な対応が必要である。

#### ア 耐震性貯水槽の設置

中心市街地の消火困難箇所においては防火水槽を設置したが、これと合わせて貯水容量の大きい耐震性貯水槽の設置についても推進するものとする。

#### イ 河川水の利用

人口水利が使用不可能となることを想定し、予め関係機関と協議を整え、緊急時における河川等の自然水利の有効利用を図るものとする。

#### ウ 消雪井戸の利用

消雪用の井戸(ポンプ)は放水継続面においては極めて有利であるため、分岐バルブの設置等一部改造による初期消火及び雑用水としての有効利用を図るとともに、新規の設置にあたっては同施設を組み込んだ施工を推進し、地域の自主防災活動の一助とする。

### (4) 「安全」という付加価値の提供

従来のような効率に重点をおいた区画整備から、住民、事業者と協力しながら「空地」や「緑地」を設ける等「安全」という付加価値を提供するよう、意識啓発する。

#### (5) 避難路ネットワークの形成

市は、災害ハザードマップ等を十分考慮して、避難路、避難地のネットワークの形成を推進し、震災時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

## 第4節 地盤災害予防計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の余震・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため予防計画は、①地震が発生する前に行うもの、②地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するものからなる。地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

#### (2) 災害時要援護者に対する配慮

市は、平時から災害時要援護者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

#### (3) 積雪地域での対応

市は地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

### 2 住民の役割

住民は、地震発生後に地面や斜面に亀裂等の危険な状況を発見したら、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように土で亀裂を塞ぎ、シートを張る等の対策に努める。

### 3 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

### 4 危険箇所の周知

県から土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区についての情報の提供があった場合には、市は、本防災計画に最新の情報を掲載するとともに、住民への周知に努めるものとする。

### 5 総合的な土砂災害予防対策の推進

#### (1) 土砂災害危険箇所の法指定

市は、土砂災害危険箇所について、対策工事の施工、一定行為の禁止・制限を可能にするため、地域住民の理解と協力を得ながら砂防法等関係法の指定箇所に指定するよう、県に対して積極的に要望するものとする。

(2) 警戒体制の確立

危険区域に対し、パトロールの実施などの警戒体制の確立を図る。

(3) 応急対策用資機材の備蓄

市は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努めるものとする。

(4) 情報交換・連絡体制の確立

市は、地震の発生に備え、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、阿賀野市建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておくものとする。

## 6 軟弱地盤等液状化対策の推進

(1) 地盤の液状化現象の調査研究

平成7年から平成10年にかけて県が行った「新潟県地震被害想定調査」によると、「下越地域の地震」や「栗島付近の地震」では、市の西側の平野において「液状化の危険は高い」又は「液状化の危険はやや高い」と想定されている。市は、地盤の液状化現象に関する調査研究に努めるとともに、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努めるものとする。

(2) 地盤改良・液状化対策工法について

市は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努めるものとする。

## 7 二次災害の予防

(1) 危険箇所の調査点検

震度4以上の地震が観測された場合、市は県出先機関と連携し、また地域住民等の協力を得て、危険箇所及び対策施設の点検調査を速やかに行うものとする。異常が発見された場合、直ちに避難を含めた対策を講ずるものとする。

(2) 危険箇所の応急対策

市は、地滑りの徴候や斜面に亀裂が確認された場合などの危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制を勧告するとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等必要な応急対策工事を県と連携し、あるいは県に要請して実施する。

(3) 二次的な土砂災害への対策

危険箇所は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生し脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市は県と連携して地震発生後の監視を強めるものとする。

## 第5節 建築物等災害予防計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

大規模な地震によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、住民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。特に、根幹的な公共施設などは、「災害時の復旧」活動において重要な拠点となるため、公共機関等においては所管施設との予防対策を行うなど、耐震基準等の検討を踏まえて耐震性及び耐火性の向上を図り、適切な維持管理に努めなければならない。民間の住宅・建築物等については、所有者に対し防災対策の総点検及び災害予防の重要性についての啓蒙に努め、耐震性の向上を促進するものとする。また、地震発生後の建築物等による二次災害を防止するために体制の確立を図っていくものとする。

#### (2) 災害時要援護者に対する配慮

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、災害時要援護者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

イ 災害時要援護者の収容施設や、利用施設、災害時要援護者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講じるものとする。

#### (3) 積雪地域での対応

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の災害による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

### 2 住民・企業等の役割

#### (1) 住民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市の指導・助言を参考に耐震化や、二次部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

#### (2) 地域の役割

地域内で著しく老朽化した建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握し、地域住民に周知する。

#### (3) 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導体制の整備を図る。

ウ 管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

### 3 防災上重要な建築物の災害予防

#### (1) 防災上重要な建築物として位置付ける公共建築物

ア 災害対策本部が設置される施設(市役所庁舎)

イ 医療救護活動の施設(水原郷病院等)

ウ 応急対策活動の施設(警察署、阿賀野市消防本部、市の出先庁舎)

エ 避難収容の施設(小・中学校、公民館、体育館等指定避難所施設)

オ 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、福社会館等)

#### (2) 防災対策の実施

(1) に掲げた建築物は、震災時の避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す震災対策を推進するものとする。

ア 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行(昭和 56 年)以前の建築物については、耐震診断の必要性の高い建築物から実施、必要と認めたものから順次改修などの推進に努めるものとする。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

(ア) 飲料水の基本水量の確保

(イ) 非常用電源の基本能力の確保

(ウ) 配管設備類の耐震性の強化

(エ) 防災設備の充実、他

ウ 耐震性の高い施設整備

上記(1)に掲げる施設を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画標準(平成 19 年)」を参考に耐震性を強化した施設づくりに努めるものとする。

エ 維持管理の重要性

施設管理者は、法令点検等の台帳整備を図り、防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努め、建設当時の設計図面等の整理保管を行うものとする。

#### (3) 不特定多数の人が出入りする多様な施設における災害予防

共同防火管理体制の確立を図るとともに、不特定多数の人が出入りする多様な施設の防災対策を以下のとおり実施する。

ア 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練

エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

カ 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

## 4 一般建築物の災害予防

### (1) 現状

建築物全般ならびに特定の工作物(一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設)については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらにその実効性の確保が図られてきた。しかしながら、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、地震に対する安全性を向上させる必要がある。

### (2) 計画

地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等と連携を図りながら次の対策を計画的に講ずるものとする。

ア 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき防災上必要な指導、助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導する。

イ 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修、大規模空間における天井の落下防止等の必要な指導、助言を行うものとする。

ウ 新耐震設計基準施行(昭和 56 年)以前に建築された住宅・建築物については、査察、巡回指導等の機会を利用して耐震診断、改修について啓発・指導するものとする。

エ 地震時に建築物の窓ガラスや看板、煙突の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

オ 地震によるブロック塀(石塀を含む)の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

カ 工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。

## 5 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下物から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保、注意を喚起するため、建物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。

## 第6節 公共土木施設等災害予防計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

道路、河川等の公共土木施設は、平時はもとより、地震発生等の非常時での応急復旧対策活動において重要な役割を果たすものである。従って、これらの公共施設について、被災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事前の予防措置を講じておくことが重要である。各施設を管理する関係機関や施設占有者は、震災時において応急復旧対策活動の円滑な実施を図るため、相互に協力体制・情報・連絡系統を確立するとともに周辺の状況を含む所管施設等の概況、緊急用資機材の備蓄場所及び災害危険度等を把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。また、各施設ごとに耐震性を備えるように設計基準を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめ、応急対策活動の円滑な実施が行えるよう予防措置を講ずる。

### 2 緊急輸送ネットワークの確立

#### (1) 緊急輸送ネットワークの整備方針

市は、地震災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（市・警察署・消防署等の庁舎）、輸送施設（道路・鉄道駅・臨時ヘリポート）、輸送拠点、防災備蓄拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。このため、それぞれの関係機関は緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互に連絡体制を確立しておくものとする。

#### (2) 緊急輸送道路の指定

被災地域以外及び被災地内における防災活動拠点施設、輸送施設、輸送拠点施設、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ次の道路をもってネットワークとして構成するものとする。

### 3 公共土木施設等の災害予防計画

#### (1) 総論

公共土木施設等の管理者は、災害予防対策に当たり、次の事項に十分留意するものとする。

##### ア 耐震性の強化

各施設管理者は建築物、土木構造物、防災関係施設などの耐震性を確保する必要がある、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進めるものとする。各施設管理者は、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点について、特に耐震性の強化に努めるものとする。

##### イ 情報管理手法の確立

道路、河川等公共土木施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の確立に努めるものとする。

ウ 緊急用資機材の備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に建設業協会等の民間団体と協力し備蓄に努めるものとする。

(2) 道路及び橋梁施設災害予防計画

ア 市道

(ア) 現状

阿賀野市の市道延長は、642km(平成 23 年 4 月 1 日現在)である。市道は、地域の生活道路であると同時に国・県道等の幹線道路を補完するものであるが、施設としては地形条件や老朽化により、地震による被害が予想される。

(イ) 計画

幹線市道等の重要な路線を最優先として、国道・県道に準じた耐震点検調査を早急に実施し、必要な対策を実施する。

a 計画目標

老朽橋については架替え、補強等を推進するとともに、既設橋梁の落橋防止装置を整備し、震災時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。特に、緊急輸送ネットワークに指定された路線については、耐震性の強化に努めるものとする。

b 実施計画

(a) 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管する道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。特に、下水道の配管等埋設構造物の破壊により道路の利用が妨げられることに配慮し、埋設構造物の有無による被害の可能性を示す被害可能性マップを作製し、整備に活用する。

① 道路の防災補修工事

危険箇所調査に基づき道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のため測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

(b) 橋梁(高架を含む)の整備

震災時における橋梁機能の確保のため、所管する橋梁について耐震点検調査を実施し、補修等対策工事を推進する。

① 橋梁耐震点検調査

平成 3 年 5 月建設省道路局長から通知の「所管施設の地震に対する安全性等に関する点検について」に基づき耐震点検調査を実施し、補修等対策の必要な橋梁について指定する。

② 橋梁の耐震補強の実施

①の調査・点検に基づき補修等対策工事が必要であると指定された橋脚について、老朽橋の架換、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等耐震補強を実施する。

### ③ 耐震橋梁の建設

新設橋梁は、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成 14 年 2 月 21 日付け建設省都市局長・道路局長通達）に基づき建設する。

設計にあたっては、「防災基本計画」（中央防災会議、平成 7 年 7 月）で示された、

I 供用期間中に 1 ～ 2 度発生する確立を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障を生じないこと。

II 発生確立は低い、直下型地震又は海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても、人命に重大な影響を与えないこと。

を基本目標として設計する。

#### (c) 横断歩道橋の整備の把握

震災時において歩道橋が、落下等により交通障害物となる場合に備え、設置場所、状況について把握に努める。

#### (d) 道路啓開用資機材の把握

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急交通路としての機能を確保できるよう道路啓開用資機材を建設業協会等と連携し、配置場所を常に把握しておくよう努める。

## イ 農道

### (ア) 基幹農道

基幹的な農道は、農業用ばかりでなく、地域の生活道路として使用されているが、地震時には道路施設の破壊が予想される。

### (イ) 計画

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「土地改良事業設計指針（耐震設計）」により耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置を設ける。また、地震による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊、落石等について災害予防措置を講ずる。

## 第 7 節 鉄道施設の災害予防計画

一般災害対策編 第 2 章第 6 節「鉄道施設の災害予防計画」を準用する。

## 第 8 節 土砂災害予防計画

一般災害対策編 第 2 章第 7 節「土砂災害予防計画」を準用する。

## 第9節 河川災害予防計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

一般災害対策編 第2章第8節「河川災害予防計画」を準用するが、地震災害予防としては、次の点を配慮する。

#### ア 河川

河川堤防は、大部分は土構造であり、かつ、自然的、地形的な制約のもとで歴史的、段階的に築造されたものである。一方近年では、従来氾濫監原であった地域においても人口、資産の増大が著しく、河川堤防に対して高い安全性が求められるようになってきている。地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・のり面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想されるので、河川管理施設等について、国、県の耐震点検及び耐震補強等の事業実施に協力するものとする。また、橋梁・排水機場・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

#### イ 河川関連施設

河川関連施設には、取・配水施設の樋門・樋管などの各施設の管理者がそれぞれ管理している。これらの施設では、上水道・農業用水路の取水から、下水道や生活排水まで行われており、地震被害による取・排水の不能は、直接住民生活に重大な影響を与えることとなる。新潟地震以後の主要な樋門・樋管・揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準等に基づき、その向上を図る。

## 第10節 農地・農業用施設等の災害予防計画

### 1 計画の方針

地震による農地及び農業用施設の被災を未然に防止し、またその被害を最小限にとどめるため、施設ごとに耐震性を備えるように設計基準を適用するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、応急復旧対策活動の円滑な実施が行える予防措置を講ずる。

### 2 農地・農業用施設等の災害予防

#### (1) 各施設の共通的な災害予防

農地・農業用施設等の管理者は、災害予防対策に当たり、次の事項に十分留意するものとする。

##### ア 体制の整備

震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るものとする。

##### イ 耐震性の強化

建築物、土木構造物、防災関係施設などの耐震性を確保する必要がある、国が示す施設等設計指針(耐震基準)に基づき、公共施設の整備を進めるものとする。

##### ウ 施設点検

震災時に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに、緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成に努めるものとする。

##### エ 情報管理手法の確立

基幹農道、頭首工、樋門、樋管等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

##### オ 緊急用資機材の備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努めるものとする。

#### (2) 農道施設の災害予防

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「土地改良事業設計指針(耐震設計)」により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

また、土地改良区等が管理している農道については、管理者に地震による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊、落石等について防止施設の設置と老朽交通安全施設の計画的な更新・整備を指導する。

#### (3) 用排水施設の災害予防

新潟地震以後の主要な頭首工・樋門・樋管・揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準(案)等に基づき、その向上を図る。

(4) ため池施設の災害予防

ため池の老朽化の甚だしいもの、耐震構造に不安のあるものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

### 3 危険箇所の調査・周知

危険箇所の把握は、災害予防において重点的な課題であることから、その調査を実施し、関係機関及び農業従事者等に周知し、その整備を推進していくものとする。

(1) 既往の災害からの危険箇所

(2) 施設等の老朽化からの危険箇所

## 第 11 節 防災通信施設災害予防計画

一般災害対策編第 2 章第 10 節 「防災通信施設災害予防計画」を準用する。

## 第 12 節 公衆通信施設災害予防計画

一般災害対策編第 2 章第 11 節 「公衆通信施設災害予防計画」を準用する。

## 第 13 節 電力供給施設災害予防計画

一般災害対策編第 2 章第 12 節 「電力供給施設災害予防計画」を準用する。

## 第 14 節 上水道施設災害予防計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

大規模な地震の発生に伴う、断水を最小限にとどめるため、市は施設面及び体制面の災害予防対策を実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において災害時連絡体制の確立、災害対策用資機材の確保、防災広報活動を実施するものとする。

#### (2) 各主体の責務

##### ア 水道事業者の責務

災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、水道施設の耐震性を強化する。また、被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

##### イ 市の責務

市は、水道事業者と連絡をとり、被災状況等の情報を一元化し、総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

##### ウ 住民の責務

概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

#### (3) 積雪地域の対応

市は、積雪期は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

### 2 施設面の災害予防

市は水道施設ごとに優先度を検討し、目標年度を定め、施設の新設・改良計画にあわせ計画的に水道施設の災害予防対策を推進するものとする。

#### (1) 重要施設の耐震化・近代化の推進

災害予防計画の策定にあたっては老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、水道システム全体としてのバランスを考慮したうえで、次の事項の耐震化、近代化事業を推進するものとする。

##### ア 貯水施設、浄水施設、配水施設等の構造物の耐震化

##### イ 避難場所、給水拠点を中心とした耐震貯水槽、大口径配水管を利用した貯水施設等の整備及び配水池での緊急遮断弁の設置

##### ウ 管路には強度の高い材質、伸縮可とう継手等の耐震継手及び耐震工法の採用、並びに共同溝の利用及び給水装置の耐震化

##### エ 老朽管路の計画的な更新及び基幹配水管、病院、指定避難所等への配水管の優先的な耐震化

オ 浄水場等での供給予備力、配水池容量の増加(12時間貯水容量確保)等によるゆとりの確保

カ 各施設の運転状況、被害状況を迅速に把握できるテレメーターシステムの整備

(2) バックアップシステムの構築、危険分散による被害の軽減化

重要施設の複数配置やバイパスルートの確保によりバックアップシステムの構築に努め、補完機能の強化、危険分散を図るとともに、配水区域のブロック化により被害区域の限定化、被害の軽減化を図るものとする。

ア 複数の水源の確保及び浄水場、配水池等の重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ 非常用電源の整備(二回線受電、自家発電設備)、電気計装設備等の二重化

ウ 緊急時代替水源の確保

エ 配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

(3) その他機械設備や薬品管理における予防対策

ア 機械・電気及び計装設備の振動による滑動、転倒の防止

イ 次亜塩素ナトリウム等、浄水薬品の漏出時対策のため、防液堤及び排液槽等、流失防止設備の整備

ウ 水質試験用薬品類の振動による破損防止対策、混薬を防止するための分離保管

### 3 体制面の災害予防

市は平常時から施設の耐震性調査、被害想定等を行い、これに基づき、緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努めるものとする。

(1) 水道施設の耐震性総合調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性の総合調査を行い、必要に応じ補強を行うとともに、定期的な点検により機能維持を図る。

(2) 地震による水道施設及び需要者の被害想定

震災直後の被害状況を見積もるため、きめ細かな地震情報を収集する体制を確立する。

(3) 応急対策マニュアルの策定

応急給水、応急復旧等のマニュアル、手順書を策定するとともに従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努める。

(4) 職員に対する教育及び訓練

ア 計画的研修会、講習会を開催することにより、震災時における判断力の養成、防災上必要な知識及び耐震性継手を有する管の施工等の技術の向上、人材の育成に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう、平常時において総合訓練、各種訓練（参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行う。

（５）図面・災害予防情報の整備及びＯＡ機器のバックアップ

ア 拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧用地図（住宅地図、配管図、構造図等）を作成するとともに、コピー機械を配備し、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努める。

イ パソコン等のＯＡ機器のバックアップシステムを構築し、補完機能を強化するよう努める。

（６）関係行政機関との連携及び連絡調整

ア 耐震貯水層の整備にあたっては消防、学校、公園等の関係部局との役割分担、連絡調整を図る。

イ 応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両の指定、確認について警察との連絡調整を図る。

## ４ 災害時連絡体制の確立

電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

## ５ 災害対策用資機材等の整備

（１）応急給水用資機材の整備

計画的に給水タンク、給水用ポリ袋等の応急給水用資機材の整備に努める。

（２）応急復旧用資機材の整備

計画的に次の事項に配慮し、応急復旧用資機材の整備に努める。

ア 配水管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄

イ 広域ブロック圏別の整備、備蓄の推進

ウ 資機材の製造及び取扱い業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

エ 作業員の安全装備等の常備

## ６ 防災広報活動

災害時の活動を円滑に進めるために、住民、自治会等に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努めるものとする。

（１）住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、防災体制、飲料水の確保（最低３日分、一人一日３リットル程度の目安）、衛生対策等の留意事項について広報誌等により、防災意識の啓発に努める。

(2) 自治会や自主防災組織に対し、応急給水計画を周知し、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、緊急時における支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対し、震災直後における飲料水の備蓄(受水槽での必要容量の確保)及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

## 第 15 節 下水道施設災害予防計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

下水道施設は、ライフライン施設として住民の生活基盤の一翼を担うのであるが、被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であり、住民に与える影響は大きい。

従って、下水道施設管理者は地震時の被災を最小限にとどめ、下水の排除と安定した処理を速やかに確保すべく、平常時において災害予防の向上のため施設等の耐震強化による被災予防の推進と災害対策資材の確保や、他機関との連絡協議等の応急活動の推進を図るものとする。

#### (2) 災害時要援護者に対する配慮

市は、避難所に災害時要援護者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

#### (3) 積雪地域での対応

市は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

### 2 住民・企業等の役割

#### (1) 住民・地域の役割

ア 各家庭において、発生から 3 日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ 住民は、地域の避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

#### (2) 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業所、学校等において、発生から 3 日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

### 3 耐震強化対策

#### (1) 耐震計画、設計及び施工

下水道施設の建設計画時点から下記事項について耐震対策を検討するものとする。

ア 計画

下水道施設が損傷しても機能を代替できるように重要幹線管きよのループ化を検討する。停電によるマンホールポンプが停止しても最小限の汚水は流下するような構造を検討する。

#### イ 設計

管路は、地盤沈下に応じて管きよ周辺の地盤改良や可とう管及び可とう管継ぎ手の採用を検討する。処理場・ポンプ場における構造物及び配管の継ぎ手部は、可とう性、伸縮性及び止水性を有する継ぎ手の採用を検討する。

#### (2) 地盤災害予防対策(液状化対策)

地震による下水道施設の被害要因としては地震の特性及び地形等が重要な要素であるが、大地震が発生すると新潟地震で見られたような地盤の液状化による大きな被害も想定される。重要な施設には地盤改良等の液状化対策を検討する。

#### (3) 二次災害の防止

被災時においては、下水道各施設の損傷拡大及び機能低下を最小限に食い止めるものとする。そして、これらの被害に伴う災害、例えば処理場・ポンプ場内から各種薬品類、重油及びガス等の漏洩、その他二次災害が生じないように整備を図るものとする。

また、被災による下水道能力によって、し尿処理量の増加が予想される。これに対応するため、し尿収集運搬業者、県及び近隣自治体との情報交換を行うものとする。

### 4 安全確保のための整備

#### (1) 台帳整備(バックアップの整備)

下水道台帳(調書、一般図、施設平面図面)は、被災時の調査及び復旧の作業を円滑に行ううえで特に重要な資料である。そのため下水道台帳は、遠隔地に複数保管(バックアップ)して資料の安全性向上を図るものとする。

#### (2) 施設調査

地震災害に対し迅速な措置が行えるように下水道施設の状況把握に努めるものとする。

#### (3) 災害対策用資材等の確保

地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、阿賀野市建設業協会、阿賀野市管工事組合、県及び近隣下水道管理者等と協力協定を締結し、災害用資材等の効率的整備を図るものとする。

#### (4) 防災関係機関との協議、連絡及び広報

平常時から水道、電力、N T Tなどのライフライン施設等管理者及び防災関係機関と協議及び情報交換を行い連絡・協力体制について取り決めを行うものとする。

また、調査復旧を円滑に実施するための処理区域内の住民、企業、商店街等との情報交換及び広報が必要となる場合があり、今後その広報等も検討する。

## 5 防災広報活動

災害時の活動を円滑に進めるため、住民、自治会等に対し、平常時から防災体制等について広報し、防災意識の啓発に努めるものとする。

## 第 16 節 原子力災害予防計画

一般災害対策編第 2 章第 15 節 「原子力災害予防計画」を準用する。

## 第 17 節 危険物等施設災害予防計画

一般災害対策編第 2 章第 16 節 「危険物等施設災害予防計画」を準用する。

## 第 18 節 地震火災予防計画

### 1 計画の方針

地震及び防火に関する知識の普及に努めるとともに、地震発生時の火災の発生を防止するため、市及び消防機関、住民、企業・事業所、学校は、火災予防体制等の充実を図るものとする。また、耐震自動消火装置付火気器具を使用する等必要な対策を講じる。

#### (1) 基本方針

ア 住民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、耐震自動消火装置付火気器具を使用する等、地震発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ 市は、住民の地震及び防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

#### (2) 災害時要援護者に対する配慮

ア 市は、災害時要援護者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 市は、災害時要援護者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置普及を図る。

#### (3) 積雪地域での対応

市は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、道路状況を把握するよう努める。

### 2 住民・企業等の役割

#### (1) 住民の役割

ア 耐震自動消火装置付火気器具の使用に努める。

イ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置を行う。

ウ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

エ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。

オ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

カ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

キ 家具類の転倒・落下防止措置に努める。

ク 町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

#### (2) 地域の役割

自主防災組織等の地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

### (3) 企業、事業所等の役割

ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。

ウ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。

エ 病院、社会福祉施設等災害時要援護者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

## 3 出火防止

### (1) 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃物化

地震発生時には火気使用設備・器具等から出火する危険性が極めて高い。このため、火災の発生を予防するため、耐震安全装置付暖房器具の普及、火気使用設備・器具周辺の保有距離の基準化等の各種安全対策を推進するとともに、建築物の内装材料、家具調度品、装飾物品等の不燃化を推進するよう指導するものとする。

### (2) 予防査察及び防火診断

阿賀野市消防本部は、地震が発生した場合、特に防災対策が必要な飲食店、スーパーマーケット等の防火対象物、工場、作業場等で多数の火気を使用する防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施するものとする。

また、その他の事業所及び一般住宅等についても防火診断を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等における地震時の出火防止対策を徹底するものとする。

### (3) 防火管理者等に対する指導

市消防本部は、防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導するものとする。

ア 従業員に対する消防計画の周知徹底

イ 管理権限者が複数の建築物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底

ウ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備

エ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育

オ 実践的かつ定期的な訓練の実施

カ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転落防止措置

### (4) 住民指導の強化

市及び阿賀野市消防本部は住民に対し、防火に関する知識及び地震に対する備えなどの普及のため、次の項目について啓蒙に努めるものとする。

- ア 消火器、消火バケツ等消火器具の普及
- イ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- ウ 耐震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の推進
- エ 火気を使う場所の不燃化
- オ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及
- カ 灯油等危険物の安全管理の徹底

#### 4 消防用設備等の整備、耐震化

阿賀野市消防本部は、消防用設備の設置者(管理者)に対し、地震時においても十分に消防用設備の機能が発揮され、発生した火災を初期のうちに消火することが出来るよう耐震措置の実施について指導するものとする。

また、災害時要援護者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等については、特にスプリンクラー設備等を設置するよう指導するものとする。

#### 5 初期消火体制の強化

市及び阿賀野市消防本部は、初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等(自主防災組織及び自衛消防隊)に対し次の対策を指導するものとする。

- (1) 訓練、集会、印刷物等を通して住民の防災意識及び消火、避難及び通報等の防災行動力の向上を図る。
- (2) 防火管理者を置く事業所に対して消防計画の作成を徹底し、それに基づく各訓練等を通じて指導を行うとともに、その他の事業所に対しても地域における消防訓練への参加及び印刷物等の配布により、防災意識及び防災行動力の向上を図るものとする。

#### 6 消防団の充実強化

地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換及び自主防災組織との連携を促進する。

#### 7 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。また、消防団との連携を促進する。

#### 8 火災の拡大防止体制の強化

市及び阿賀野市消防本部は、地震時には、同時多発火災の発生と延焼による火災の拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努めるものとする。

#### (1) 消防体制の強化

##### ア 火災時における迅速な初動体制の確保

市及び消防本部等は、火災発生時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準及び参集方法等を定めておくものとする。

##### イ 消防力の整備

消防本部等は、消防職員及び消防車両等の消防力の基準に対する充足率を満たすよう各種制度を活用し、その整備充実に努めるものとする。

#### (2) 重要防火対象物等の把握

危険物施設、消火優先地域、重要消火対象物、災害救護用物資の貯蔵施設等の重要防火対象物について、優先的に火災防ぎょ活動を行うため、それらの施設の所在を明記した地図を整備保管し、迅速な火災防ぎょ活動に努めるものとする。

#### (3) 消防水利の確保

ア 同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備えるものとする。

##### (ア) 河川の利用

##### (イ) 農業用水、消雪用井戸、プール

##### (ウ) 消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の設置

上記の消防水利の位置について明記した地図を整備保管し、迅速な消防活動に努めるものとする。

イ 地震における消防水利として防火水槽、耐震性貯水槽が有効であることから、その整備促進を図るものとする。

#### (4) 消防団の体制強化

##### ア 現況

##### (ア) 常備消防団

安田地区では、自営業者を中心に常備消防団が設置され活動している。

##### (イ) 女性消防団の結成

消防団本部付の「阿賀さくら」が、防災活動の宣伝、独居老人への啓蒙活動などの活動を実施している。

イ 市は、消防団活性化のために、市の総合計画等との整合性を十分に図り、実効性のある計画づくりに努めるものとする。

ウ 消防団活性化対策の主な内容は、次のとおりである。

- (ア) 公募制導入や新興住宅への取り組み等、団員募集の多様化
- (イ) 若手リーダーの育成、レクリエーション活動の実施等青年層の入団促進
- (ウ) 女性消防団員の増員
- (エ) 事業所勤務者団員(サラリーマン団員)の活用
- (オ) 報酬、各種手当の額の改善、公務災害補償の充実等団員の処遇改善
- (カ) 消防団拠点施設の整備
- (キ) 通信体制、消防車両等の整備による機動力の強化
- (ク) 装備や設備の小形化、軽量化
- (ケ) 防火衣、防火帽等安全装備の充実
- (コ) 地域との連携強化等による消防団のイメージアップ
- (サ) 自治会等、各種サークル等地域内諸団体との連携強化
- (シ) 災害時における消防団広域応援体制の検討

## 9 新潟県消防防災ヘリコプターの緊急要請

### (1) 消防防災ヘリコプターの緊急運行の要請

市長又は消防本部消防長は消防防災ヘリコプターの緊急運航要請をしようとする場合は、下記の連絡先へ電話で緊急運航要請を速報連絡するものとする。

速報後、「消防防災航空隊出動要請書」を作成し、ファクシミリで航空隊事務所へ送付する。

#### 緊急運航の要請連絡先

新潟県消防防災航空隊

電 話 0 2 5 - 2 7 0 - 0 2 6 3

F A X 0 2 5 - 2 7 0 - 0 2 6 5

携帯電話 0 9 0 - 8 9 4 3 - 9 4 0 9

(勤務時間外)

新潟県庁警備員室 0 2 5 - 2 8 5 - 5 5 1 1

### (2) ヘリポートの整備

災害時にはヘリコプターによる迅速かつ的確な活動が求められることから、場外離着陸の整備等に努める。

## 10 広域応援体制

- (1) 市長は、単独では対処不可能な火災の発生に備え、他の市町村長等との消防相互応援協定(新潟県広域消防相互応援協定)を締結、連携の強化に努めるものとする。

(2) 市長は、他の市町村長等との消防相互応援協定について、応援可能な部隊等を明確にし、要請手続き及び応援出動要領等を定めるなど、迅速、効果的な応援態勢の確立に努めるものとする。

## 第 19 節 孤立防止対策

### 1 計画の方針

本市では、市域の東部に山間地が広がり、これを結ぶ道路網は山間部や谷間を沿うように整備されている。中央に広がる平野部では、阿賀野川と縦横に張り巡らされた用排水路が整備されている。これらは、集中豪雨や地震などの災害の危険に常にさらされている。こうした地理条件下での災害は、山間部のみならず平野部でも孤立地域の発生が懸念される。地域の高齢化とあいまって、その対策が重要になっている。

### 2 地震災害の要因

地震災害における要因を列記すると、地震動、活断層、液状化の 3 つの点が重要になる。

また、これらの要因により、地震による浸水被害や土砂災害が引き起こされる危険性も考慮しなければならない。

#### (1) 地震動

阿賀野川が、新潟平野を潤し、堆積性の扇状地を形成していることなどから、本市において、大地震による地震動は、広い範囲で液状化による被害が発生するという特色を持っており、浸水被害、山崩れ、ライフライン等の生活基盤施設にも被害が想定される。

#### (2) 活断層

本市内に確認されている月岡断層を要因とする地震規模については、平成 11 年 12 月に新潟県が「月岡断層帯に関する調査」を実施しており、マグニチュード 7 クラスの地震発生の可能性がある。

#### (3) 液状化

新潟県地震被害想定調査結果から、本市の液状化の危険性については、下越地域において地震が発生した場合及び粟島付近において地震が発生した場合に危険性が指摘されている。

### 3 必要となる取り組み

#### (1) 通信手段の確立

災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない多様な通信手段の確立に努める。

#### (2) 道路の防災及び複眼化対策

孤立が予想される地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等のう回路確保に配慮した整備を推進する。

#### (3) 災害時要援護者の把握

孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客などの状況、実態について、平素から把握しておく。

(4) 住民の自助対策

救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、普段から地域住民の間で対応を準備する。

(5) 地域の避難所確保

孤立が予想される地域での避難所の確保に努める。

(6) 食料及び燃料の備蓄

孤立が予想される地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立が予想される地域に滞在する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

(7) 孤立時の対応シミュレーション

孤立時の自律活動の予備訓練の開催

## 4 自主防災組織の育成

災害発生時、孤立が予想される地域では、防災関係機関等の到着に時間を要する事態が予想され、特に住民による自主防災活動が重要となるため、「第2章第2節自主防災組織育成計画」に基づき、自主防災組織の組織化を積極的に推進する。

## 第 20 節 廃棄物処理体制の整備

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

ア 住民は、市の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。

イ 住民は、家屋の倒壊による災害がれきの大量発生を防止するため、住宅の耐震化に努める。

ウ 市は、震災時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。

エ 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧対策の整備に努める。

### 2 住民等の役割

各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化など、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努めるとともに、市が周知する震災時の廃棄物の排出方法等を理解し、震災時での廃棄物処理に協力できるよう努める。

### 3 市の役割

#### (1) 災害廃棄物処理計画の策定

ア 震災時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。

イ 住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

#### (2) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。

イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

#### (3) 協力体制の整備

近隣市町、関係機関等の災害時協定等により、震災廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

## 第 21 節 救急・救助体制の整備

一般災害対策編第 2 章第 21 節 「救急・救助体制の整備」を準用する。

## 第 22 節 医療救護体制の整備

一般災害対策編第 2 章第 22 節 「医療救護体制の整備」を準用する。

## 第 23 節 避難体制の整備

一般災害対策編第 2 章第 23 節 「避難体制の整備」を準用する。

## 第 24 節 災害時要援護者の安全確保計画

一般災害対策編第 2 章第 24 節 「災害時要援護者の安全確保計画」を準用する。

## 第 25 節 食料・生活必需品等の確保計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

ア 災害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれる 3 日程度の間に必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という）は、住民（家庭、企業・事業所、学校等）の自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市は住家や施設の被災により備蓄した物資が取り出せない住民、一次滞在者に物資等を供給するものとする。また、物資等の供給に対しては、災害時要援護者に配慮するものとする。

#### (2) 災害時要援護者に対する配慮策

ア 市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患、食物アレルギー患者等摂食上配慮をする必要がある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。県は、市の体制整備を支援する。

イ 市は、高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等のため必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。

#### (3) 積雪地域での対応

ア 市は、輸送の困難を想定し、備蓄物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

イ 市は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。

ウ 市は、避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

#### (4) 夏季における対応

市は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

### 2 住民等の役割

(1) 各家庭において、家族の 3 日分程度の物資等の備蓄に努める。

(2) 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患、食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から 3 日分程度の分量を自ら確保するよう努める。

- (3) カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保する。
- (4) 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保する。
- (5) その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）の備蓄に努める。

### 3 企業・事業所、学校等の役割

- (1) 企業・事業者及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1〜3日間程度泊まり込むのに必要な量の物資等の備蓄に努める。
- (2) 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資などの備蓄に努める。
- (3) 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分程度の物資等の備蓄に努める。

### 4 市の役割

#### (1) 物資等の備蓄

- ア 市の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。
- イ 発電機等災害時の必需品であるが、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。
- ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等に予め配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配付できるようにする。

#### (2) 物資等の緊急供給体制の確立

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。
- ウ 地域の住民組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

#### (3) 災害備蓄に関する住民への普及啓発

- ア 市は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。
- イ 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

#### (4) 災害時要援護者に対する配慮策

- ア 市は、食料の供給に当たって、年齢、アレルギーを含む摂食上の障害、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整える。
- イ 市は、年齢、性差、障害等により必要となる物資の供給に配慮できる体制を整える。

## 第 26 節 文教施設における災害予防計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

大規模な災害が発生した場合、学校（園を含む。以下同じ。）をはじめとする文教施設等は、児童・生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）、教職員、入館者及び施設利用者、施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物の保全に関する迅速な対応を図るため、教育委員会や学校等が実施しておくべき事項を定める。

また、学校における防災機能の強化を図るため、学校等文教施設の設置者は、本地域防災計画の定めるところに従い、施設の整備に努めることを定める。

ア 各学校は、本地域防災計画や教育委員会が示すモデル等を参考に、学校防災計画を作成するとともに、生徒等及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

イ 学校設置者（市、学校法人等）は、学校の施設について、震災の被害を最小限にとどめ、また、ライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。

ウ 市は、学校設置者としての役割のほか、本地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

#### (2) 災害時要援護者に対する配慮

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第 24 節「災害時要援護者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

#### (3) 積雪地域での対応

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

### 2 学校における予防対策

#### (1) 施設の耐震性強化

校舎、体育館、学校給食、学校プール等の施設について、その安全性の向上のため必要な耐震性能を確保する必要がある。

このため、新耐震設計基準(昭和 56 年 6 月施行)前の基準により、建築された校舎等について、耐震診断又は、耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補強・改築等に努めるものとする。

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンク

ラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。また、廊下や階段等が使用不能になることも想定し、避難路は複数考えておく。

これらの施設は、災害時の避難所にも指定されていることも踏まえ、計画的に改修工事を行っていくものとする。

## (2) 学校防災計画の作成

学校は、市が示すハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、教育委員会が示す学校防災計画のモデル等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

### 予防対策

- ① 学校防災組織の編成
- ② 施設・設備等の点検・整備
- ③ 防災用具等の整備
- ④ 防災教育の実施
- ⑤ 教職員の緊急出動体制
- ⑥ 家庭との連絡など

### 応急対策

- ① 災害発生が予想されるとき事前休校、授業短縮措置等
- ② 発生直後の児童・生徒の安全確保
- ③ 避難誘導
- ④ 生徒等の安全確認
- ⑤ 気象情報・被害情報の収集
- ⑥ 被害状況等の報告
- ⑦ 下校措置
- ⑧ 避難所開設・運営の協力
- ⑨ 教育活動の再開
- ⑩ 被災時の心のケアなど

## (3) 防災委員会の設置

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、学校防災計画に定められた事項について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置すること。また、地震発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

## (4) 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等にあたって次の点に留意する。

### ア 学校防災組織の編成

地震発生時に対応する教職員等の役割分担を定めておくこと。特に担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておくこと。

イ 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施すること。特に、生徒等の避難経路上の施設・設備等については点検を行い、内壁・外壁落下防止、窓ガラスの飛散防止、塀の倒壊防止等必要な措置を行うとともに、消防設備の機能点検も日頃から定期的に行っておくこと。また、冬囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は、除雪を十分に行い、避難路を確保しておくこと。

ウ 防災用具等の整備

携帯電話、医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員等に周知しておくこと。また、児童・生徒名簿、部活名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておくこと。

エ 教職員等の緊急出勤体制

校長は、夜間・休日等の時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め教職員等に周知しておくこと。

オ 家庭との連絡

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で地震発生時の連絡先、児童・生徒の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておくこと。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。なお、個人情報が漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(5) 教職員、生徒等に対する防災教育

ア 教職員研修等で地震や防災対策の基礎知識、地震の規模等に応じた避難行動などに関する研修を行うものとする。

校長は、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置等に関する校内研修を行うこと。

イ 生徒等に対する防災教育

(ア) 難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにすること。なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童・生徒等に周知しておくこと。

a 形式的な指導に終わることなく、地震時に沈着、冷静かつ迅速な行動が取れるよう実施すること。

b 登下校中、授業中、特別教育活動中等、種々な場面を想定して計画的に実施すること。

- c 地域社会の一員として、中学生を地域防災訓練へ積極的に参加させること。(なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。)
- (イ) 教科や学級活動、体験学習等を通じて「災害の原因」「安全な行動の仕方」「日常の備え」「命、家族の絆、助け合う心の大切さ」などについて計画的に指導すること。
  - a 生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
  - b 生徒等の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等を活用し指導すること。
  - c 自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。
  - d 大地震の場合は、建築物の倒壊、落下物の飛散等によって多数の負傷者を生じることが予想されるので、中学生に対して保健体育、学校活動等を活用して応急処理に関する知識や基礎的、基本的な技能を修得させること。

### 3 学校以外の文教施設及び文化財における予防対策

図書館、博物館、体育施設等学校以外の文教施設は、不特定多数の者が利用する施設なので、組織的な統制、避難誘導が困難であること等諸事情を考慮して防災計画を作成し、防災設備の整備充実に努めるとともに、非常時の措置についてあらかじめマニュアル等を作成し、訓練等を通じて職員に周知するものとする。

また、市は、民間の文教施設管理者に対して、防災計画の作成について指導助言するものとする。なお、予防対策の主な留意点は次のとおりである。

- (1) 地震発生時に対応する自主防災組織を編成するとともに、あらかじめ、職員の役割分担を定めておくこと。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておくこと。
- (2) 施設・設備等は、定期的に安全点検を実施するなど常に保安状況を把握しておくこと。また、地震の場合は、火災の発生やガラスの飛散等が予想されるので常に予防対策を行っておくこと。
- (3) 老朽化した施設については、耐震補強又は改築を行うこと。
- (4) 非常時の措置について、あらかじめ、避難訓練を定期的実施することで、災害時に安全かつ迅速に行動ができるよう職員に周知すること。なお、あらかじめ、立地条件を考慮して避難場所を定めておくこととともに、避難経路の表示を増やす等避難場所が容易に分かるようにしておくこと。

### 4 地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備

学校等公立文教施設の設置者は、本地域防災計画の定めるところに従い、防災機能強化のため必要な施設・設備の整備に努めるものとする。なお、防災施設等の整備に

当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整えるものとする。

(1) 施設・設備の整備

ア 施設整備

(ｱ) 備蓄倉庫の整備

(ｲ) 避難場所の確保

a 和室の整備

b シャワー施設の整備

c 冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ｳ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

(ｱ) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(ｲ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

(2) 情報連絡体制

ア 携帯電話、防災無線等の導入

イ パソコン通信体制等の整備

ウ 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

## 第 27 節 文化財の災害対策

一般災害対策編第 2 章第 27 節 「文化財の災害対策」を準用する。

## 第 28 節 ボランティアとの協働体制整備計画

一般災害対策編第 2 章第 28 節 「ボランティアとの協働体制整備計画」を準用する。

## 第 29 節 積雪期の地震災害予防計画

### 1 計画の方針

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震と比較し、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。このため、市、県、防災関係機関は、除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減を図る。

### 2 除排雪体制・施設整備等の推進

#### (1) 道路の除排雪体制の強化

ア 一般国道、県道及び市道の各道路管理者は、相互の緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進するものとする。

イ 市は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、既設の消雪施設の有効利用を図るとともに、除雪機械の増強に努めるものとする。

#### (2) 克雪住宅の普及等

市は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進するものとする。また、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行うものとする。

#### (3) 要援護世帯に対する助成等

市は、自力での屋根雪対策が不可能な要援護世帯の除雪負担の軽減を図るため、除雪費に対する助成措置の活用にも努めるほか、地域の助け合いによる相互の扶助体制の確立を図るものとする。

#### (4) 積雪寒冷地に適した道路整備

市は、冬季交通確保のため、堆積スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努めるものとする。

#### (5) 消防水利の整備

積雪期には、他の時期に増して消防水利の確保に困難をきたすので、市は、積雪期に対応した消火栓、防火水槽、消雪井戸、河川等の複数の消防水利の整備に努めるものとする。

### 3 緊急活動体制の整備

#### (1) 冬季緊急道路確保路線網の図の策定

国道、県道、市道の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な冬季緊急道路確保路線網の図の策定をするものとする。

#### (2) 雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では道路交通の確保に困難が予想されるため、必要な交通手段の確保に努めるものとする。

(3) 通信手段の確保

市は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、消防団長及び自治会長との携帯無線機等による通信手段の確保に努めるものとする。

また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図るものとする。

(4) 避難所体制の整備

市は、積雪寒冷期の避難所運営に関しては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房設備、燃料、携帯暖房品等の整備、備蓄に努めるものとする。

(5) 積雪期用資機材の備蓄

積雪期においては、特に、被災者、避難者の収容施設に対する暖房等の需要の増大が予想される。市は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努めるものとする。

## 4 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的な、長期的推進によって確立されるものである。このため、市は、関係機関との相互の協力により実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努めるものとする。

## 第 30 節 事業所等の事業継続

一般災害対策編第 2 章第 29 節 「事業所等の事業継続」を準用する。

## 第 31 節 行政機関の業務継続

一般災害対策編第 2 章第 30 節 「行政機関等の業務継続計画」を準用する。

## 第3章 災害応急対策

### 〈災害応急対策共通スケジュール〉

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震発生後の各段階に応じた作業の優先順位を、住民も防災関係機関も共に理解し、行動しなければならない。

地震発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと、次のとおりである。

#### 1 地震発生から1時間以内

- (1) 初期消火、消火活動
- (2) 危険な建物・場所からの避難
- (3) 建物等の下敷きになった者の救出（地域の住民等の共助による）
- (4) 災害時要援護者の安全確保
- (5) 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- (6) 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- (7) 概括的被害情報の収集
- (8) 自衛隊等の出動準備要請又は派遣要請、広域応援の要請
- (9) 市長等の緊急アピール

#### 2 地震発生から3時間以内

- (1) 被害情報の収集
- (2) 避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- (3) 緊急道路の啓開
- (4) 交通規制の実施
- (5) 被災地への救護所の設置
- (6) 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- (7) 市ボランティアセンターの設置
- (8) ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

#### 3 地震発生から6時間以内

- (1) 災害救助法の適用
- (2) 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- (3) 避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
- (4) 市等の被害状況の把握
- (5) 被災地外からの医療救護班の派遣
- (6) 輸送用車両の確保

#### 4 地震発生から12時間以内

- (1) 各種施設の被災状況の把握
- (2) 避難所等への仮設トイレの設置
- (3) 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- (4) 避難所での災害時要援護者支援対策の実施

5 地震発生から 24 時間以内

- (1) 避難所外避難者の状況の把握
- (2) 被災建築物応急危険度判定
- (3) ボランティアの受入
- (4) 義援金の受付

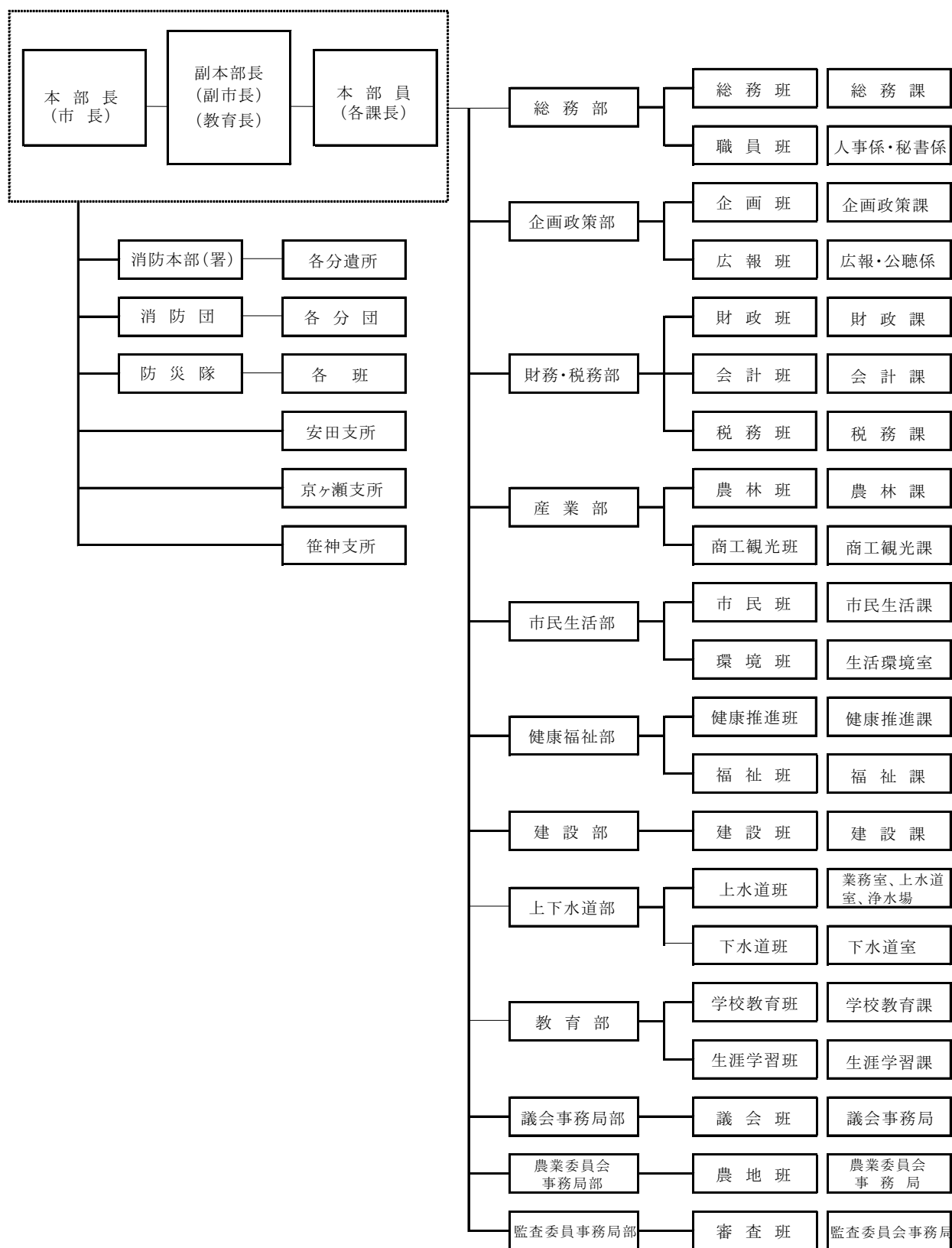
## 第1節 災害対策本部の組織・運営計画

### 1 計画の方針

大規模な地震による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、市及び県等防災関係機関は、相互に連携し被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える必要がある。

本節では、災害対策基本法に定めるところにより、阿賀野市災害対策本部の組織及び運営計画について定める。

## 2 市災害対策本部全体組織図



### 3 阿賀野市災害対策本部の設置

#### (1) 市災害対策本部設置及び廃止基準

市長は、次の場合に災害対策本部を設置し、又は廃止する。

##### ア 設置基準

(ア) 地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その規模及び範囲から必要であると認めるとき。

(イ) 市の地域において、震度 6 弱以上の地震による揺れが観測された場合

##### イ 解散基準

(ア) 災害応急対策が概ね完了した場合

(イ) その他市長が必要なくなったと認めた場合

#### (2) 対策本部設置場所

対策本部は、市役所本所総務課に設置する。

対策本部を設置しようとするとき又は対策本部が設置された場合の本部員に対する連絡は以下の伝達方法による。

##### ア 対策本部設置の庁内周知

対策本部を設置しようとするとき、又は対策本部が設置された場合の各課等への周知は、庁内放送及び電話により行う。

##### イ 対策本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関等への通知等

総務課長は、対策本部が設置された場合又は廃止された場合は、直ちにその旨を次に掲げる機関に連絡し、また住民に対して通知する。

##### (ア) 県防災局

県防災行政無線、電話、FAX、メール

##### (イ) 近隣市町村

県防災行政無線、電話、FAX、メール

##### (ウ) 阿賀野警察署

電話、FAX

##### (エ) 防災会議委員

電話、FAX

##### (オ) 住民

防災行政無線、緊急告知 FM ラジオ、広報車、電話(自治会長を通じて)

#### (3) 本部連絡員の配置

ア 対策本部室には、原則として本部連絡員を置く。

イ 本部連絡員は、各班長が、それぞれ所管職員のうちから指名するものをもってあてる。

ウ 本部連絡員は、各対策班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて対策本部に報告するとともに、対策本部からの連絡事項を各班の班長に伝達する。

#### 4 本部の組織、運営等

##### (1) 本部長(市長)

本部長は、本部の事務を総括し、対策本部職員を指揮監督する。

##### (2) 副本部長(副市長、教育長)

ア 副本部長は、本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

イ 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

(ア) 第一順位 副市長

(イ) 第二順位 教育長

##### (3) 本部員

ア 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

イ 本部員の構成は次のとおりとする。

(ア) 総務課長

(イ) 企画政策課長

(ウ) 財政課長

(エ) 税務課長

(オ) 市民生活課長

(カ) 健康推進課長

(キ) 福祉課長

(ク) 農林課長

(ケ) 商工観光課長

(コ) 建設課長

(サ) 会計管理者

(シ) 議会事務局長

(ス) 農業委員会事務局長

(セ) 監査委員事務局長

(ソ) 学校教育課長

(タ) 生涯学習課長

(チ) 上下水道局長

- (ツ) 安田支所長
- (チ) 京ヶ瀬支所長
- (ト) 笹神支所長
- (ナ) 消防長
- (ニ) 消防団事務局長
- (ヌ) 防災隊長

#### (4) 部

対策本部に部を置く。

##### ア 部長

(ア) 部長は、【災害対策本部各部・班の分掌事務】の部長担当職欄に掲げる者を持って充てる。

(イ) 部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

なお、部長に事故あるときは、当該課の課長補佐等の職にあるものがその職務を代理する。

##### イ 各部の組織等

##### (ア) 班

部に班を置き、班には班長を置く。

班長は、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

班長は、【災害対策本部各部・班の分掌事務】の班長担当職欄、班員は班員欄に掲げる者を持って充てる。

班の分掌事務は、【災害対策本部各部・班の分掌事務】のとおりとする。

#### (5) 対策本部事務局

対策本部に災害対策本部事務局を置く。

##### ア 構成

対策本部事務局に事務局長を置き、総務課長をもって充てる。

事務局員は、総務課職員及び事務局長が指名する職員をもって充てる。

##### イ 所掌事務

対策本部事務局は、対策本部の運営の総括に関することを処理する。

## 5 会議の開催

### (1) 本部会議

- ア 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じて本部会議を招集する。
- イ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- ウ 協議事項等は、次のとおりとする。
  - (ア) 災害状況及び災害応急対策実施状況
  - (イ) 対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
  - (ウ) 対策本部内各部との連絡調整
  - (エ) 防災関係機関との連携推進に関する事項
  - (オ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
  - (カ) 公共機関に対する応援要請に関する事項
  - (キ) その他災害対策上重要な事項

## 6 職員の服務基準

災害時における職員の防災服務心得を次のとおり定める。

### (1) 災害時における職員の防災服務心得

- ア 災害時における職員の対応  
災害時においては、被災者に不安を抱かせることのないよう親切、ていねいに接し、市民の信頼を得るよう努めるものとする。
- イ 災害時の参集及び業務の履行  
災害時において職員は指定された場所に参集し、自己の分担業務を定められた基準に従い、関係機関と連絡調整しながら的確に履行するものとする。

## 7 現地災害対策本部

地震、土砂崩れ、雪崩等により、局地的に人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合、本部長は、必要に応じ災害地で本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」(以下「現地本部」という。)を置く。

### (1) 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなつたと認められるまでの間設置する。

### (2) 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場等に設置する。

(3) 現地本部の組織

ア 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置く。

イ 現地本部長及び現地本部員は、副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する。

ウ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

## 8 本部組織の整備と分掌事務

本部の組織機構に基づき、常に災害時に対処し得る体制の整備強化を図るものとする。

(1) 組織の整備

本部長は、各班に所属する者の職、氏名と任務分担を明確にしておかなければならない。また、消防団は、责任担当区域ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配置分担、集合場所等を定めておかなければならない。

(2) 分掌事務

【災害対策本部各部・班の分掌事務】

| 部<br>(部長担当職)  | 班<br>(班長担当職)    | 班員                 | 事 務 分 掌                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------|-----------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務部<br>(総務課長) | 総務班<br>(総務課長補佐) | 総務課職員              | <ul style="list-style-type: none"><li>・被害状況の情報収集及び取りまとめに関すること。</li><li>・本部の設置及び閉鎖に関すること。</li><li>・災害対策の全般的企画に関すること。</li><li>・災害対策の総括に関すること。</li><li>・防災会議との連絡調整に関すること。</li><li>・県、警察、消防署等の防災関係機関との連絡調整に関すること。</li><li>・自衛隊の応援要請に関すること。</li><li>・防災行政無線の利用に関すること。</li><li>・各部間の連絡調整に関すること。</li><li>・部内の調整に関すること。</li></ul> |
|               | 職員班<br>(行政管理室長) | 総務課職員<br>(人事係・秘書係) | <ul style="list-style-type: none"><li>・災害関係職員の動員に関すること。</li><li>・災害派遣職員の身分取扱いに関すること。</li><li>・公務災害補償に関すること。</li><li>・秘書業務に関すること。</li><li>・り災地の各種陳情及び慰問、見舞に関すること。</li></ul>                                                                                                                                                |

|                   |                 |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------|-----------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企画政策部<br>(企画政策課長) | 企画班<br>(企画政策室長) | 企画政策課職員        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復興方針、計画に関すること。</li> <li>・公共交通機関の情報に関すること。</li> <li>・電気、ガス、通信機関の情報に関すること。</li> <li>・ライフライン情報に関すること。</li> <li>・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関すること。</li> <li>・部内の調整に関すること。</li> </ul>                                                           |
|                   | 広報班<br>(広報広聴係長) | 企画政策課職員(広報広聴係) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害にかかる広報、公聴に関すること。</li> <li>・報道機関に対する情報提供、連絡調整に関すること。</li> <li>・災害の記録、撮影に関すること。</li> <li>・住民に対する情報周知に関すること。</li> <li>・災害に対する公聴に関すること。</li> </ul>                                                                                         |
| 財務・税務部<br>(財政課長)  | 財政班<br>(財政室長)   | 財政課職員          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関係の予算に関すること。</li> <li>・市有財産(行政財産を除く。)の管理に関すること。</li> <li>・車両の確保及び配車に関すること。</li> <li>・部内の調整に関すること。</li> <li>・り災証明の発行に関すること。</li> </ul>                                                                                                  |
|                   | 会計班<br>(会計管理者)  | 会計課職員          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な物品の出納に関すること。</li> <li>・義援金の受け入れ、保管に関すること。</li> <li>・災害関係経費の支出に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                   |
|                   | 税務班<br>(税務課長)   | 税務課職員          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災納税者の調査に関すること。</li> <li>・建物被害状況調査に関すること。</li> <li>・被災納税者の減免等に関すること。</li> <li>・救援物資・救助物資の搬入及び搬出に関すること。</li> <li>・他班処理事項の応援に関すること。</li> </ul>                                                                                             |
| 産業部<br>(農林課長)     | 農林班<br>(農林振興室長) | 農林課職員          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・農地、農業用施設、農産物等の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>・家畜及び畜産施設被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>・林産物、林業施設の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>・被災農家の災害融資に関すること。</li> <li>・被災農家の営農指導に関すること。</li> <li>・主食の応急配給に関すること。</li> </ul> |

|                   |                   |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------|-------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | 商工観光班<br>(商工観光課長) | 商工観光課職員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・ 商工業の被害状況調査に関すること。</li> <li>・ 被災商工業者に対する災害融資に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                   |
| 市民生活部<br>(市民生活課長) | 市民班<br>(市民室長)     | 市民生活課職員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内避難所の総括に関すること。</li> <li>・ 救援物資、救助物資の搬入及び搬出に関すること。</li> <li>・ 住民からの要望に対する調整、処理に関すること。</li> <li>・ 外国人の対応に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                |
|                   | 環境班<br>(生活環境室長)   | 生活環境室職員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・ 被災地内のし尿、ごみ処理に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                  |
| 健康福祉部<br>(福祉課長)   | 健康推進班<br>(健康推進課長) | 健康推進課職員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の医療及び助産に関すること。</li> <li>・ 医薬品、医療器材、衛生資材のあつせん、調達に関すること。</li> <li>・ 被災者並びに避難所の防疫、保健指導等に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                |
|                   | 福祉班<br>(福祉課長補佐)   | 福祉課職員   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・ 遺体の収容及び埋葬に関すること。</li> <li>・ 給水、炊出し及び食料の給与に関すること、被服、寝具その他生活必需品の給与に関すること。</li> <li>・ 被保護世帯、要保護世帯の被害状況に関すること。</li> <li>・ 避難所の開設に関すること。</li> <li>・ 被災した心身障害、知的障害者、身体障害者及び心身障害児の援護に関すること。</li> <li>・ 被災した高齢者の援護に関すること。</li> <li>・ 災害ボランティアの応援受付、対応に関すること。</li> </ul> |
| 建設部<br>(建設課長)     | 建設班<br>(建設室長)     | 建設課職員   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・ 公共土木、河川、道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>・ 災害時における道路及び橋梁の使用に関すること</li> <li>・ 緊急輸送道路の確保に関すること。</li> <li>・ 災害応急対策について、建設業協会との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 建築物の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>・ 復興融資にかかる被害住宅査定促進に関すること。</li> <li>・ 応急仮設住宅建設に関すること。</li> </ul>                |

|                          |                     |                |                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------|---------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上下水道部<br>(上下水道局長)        | 上水道班<br>(上水道次長)     | 業務室、上水道室、浄水場職員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・ 飲料水源の確保に関すること。</li> <li>・ 給水車の調達に関すること。</li> <li>・ 飲料水の給水に関すること。</li> <li>・ 応急復旧用資機材の確保に関すること。</li> </ul> |
|                          | 下水道班<br>(下水道次長)     | 下水道室職員         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・ 仮設トイレの設置に関すること。</li> <li>・ 応急復旧用資機材の確保に関すること。</li> </ul>                                                  |
| 議会事務局部<br>(議会事務局次長)      | 議会班<br>(議会事務局次長)    | 議会事務局職員        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員との連絡に関すること。</li> <li>・ 救援物資・救助物資の搬入及び搬出に関すること。</li> <li>・ 他班処理事項の応援に関すること。</li> </ul>                                                            |
| 農業委員会事務局部<br>(農業委員会事務局長) | 農地班<br>(農業委員会事務局次長) | 農業委員会事務局職員     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援物資・救助物資の搬入及び搬出に関すること。</li> <li>・ 他班処理事項の応援に関すること。</li> </ul>                                                                                     |
| 監査委員事務局部<br>(監査委員事務局長)   |                     | 監査委員事務局職員      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援物資・救助物資の搬入及び搬出に関すること。</li> <li>・ 他班処理事項の応援に関すること。</li> </ul>                                                                                     |

|                 |                   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------|-------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育部<br>(学校教育課長) | 学校教育班<br>(教育総務室長) | 学校教育課職員      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・ 児童生徒の避難に関すること。</li> <li>・ 災害時の応急教育に関すること。</li> <li>・ 災害時の学校給食に関すること。</li> <li>・ 教育関係の義援金品の受付配布に関すること。</li> <li>・ 教科書及び学用品の調達あっせんに関すること。</li> <li>・ 避難所の開設に関すること。</li> <li>・ 他班処理事項の応援に関すること。</li> </ul> |
|                 | 生涯学習班<br>(生涯学習課長) | 生涯学習課職員      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・ 文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・ 避難所の開設に関すること。</li> <li>・ 救援物資・救助物資の搬入及び搬出に関すること。</li> </ul>                                                                                                          |
| 消防部<br>(消防長)    |                   | 消防職員<br>消防団員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物施設の災害に関すること。</li> <li>・ 避難勧告、避難命令の伝達に関すること。</li> <li>・ 避難者の誘導に関すること。</li> <li>・ 避難者の救出に関すること。</li> <li>・ 災害情報、警報等の巡回広報に関すること。</li> <li>・ 消防団の出動に関すること。</li> <li>・ 消防団員公務災害補償に関すること。</li> </ul>                                                |
| 防災隊部<br>(防災隊長)  |                   | 隊員           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的被害の調査に関すること。</li> <li>・ 住家、非住家の被害概況調査に関すること。</li> <li>・ 防災隊の出動に関すること。</li> <li>・ 各支所への応援に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                     |
| 安田支所部<br>(支所長)  |                   | 支所職員         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部及び各支所との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
| 京ヶ瀬支所部<br>(支所長) |                   | 支所職員         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部及び各支所との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
| 笹神支所部<br>(支所長)  |                   | 支所職員         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部及び各支所との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |

## 9 被害の発生及び拡大防止体制

### (1) 第1段階(当事者体制)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生を防御するために必要な処置は、それぞれ当面の災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講ずるものとする。

(2) 第2段階(相互応援体制)

被害の発生又は拡大防止に当たり、災害の規模が大きく第1段階たる当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合は、当面の災害応急対策責任者は災害対策基本法第67条又は第80条の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図るものとする。

資料編○災害時における相互応援協定

(3) 第3段階(災害派遣体制)

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、市長は県知事に対し新潟県地域防災計画の定めるところによりその内容を明らかにして、自衛隊などの派遣を要請するものとする。

## 第2節 職員の配備・招集

### 1 計画の方針

予期せず発生する地震災害では、初期段階での対応がその後の応急対策を左右することとなる。市による災害応急対策を迅速に推進するための情報の伝達及び、職員招集体制等を次のとおり定める。

### 2 地震発生時における配備体制

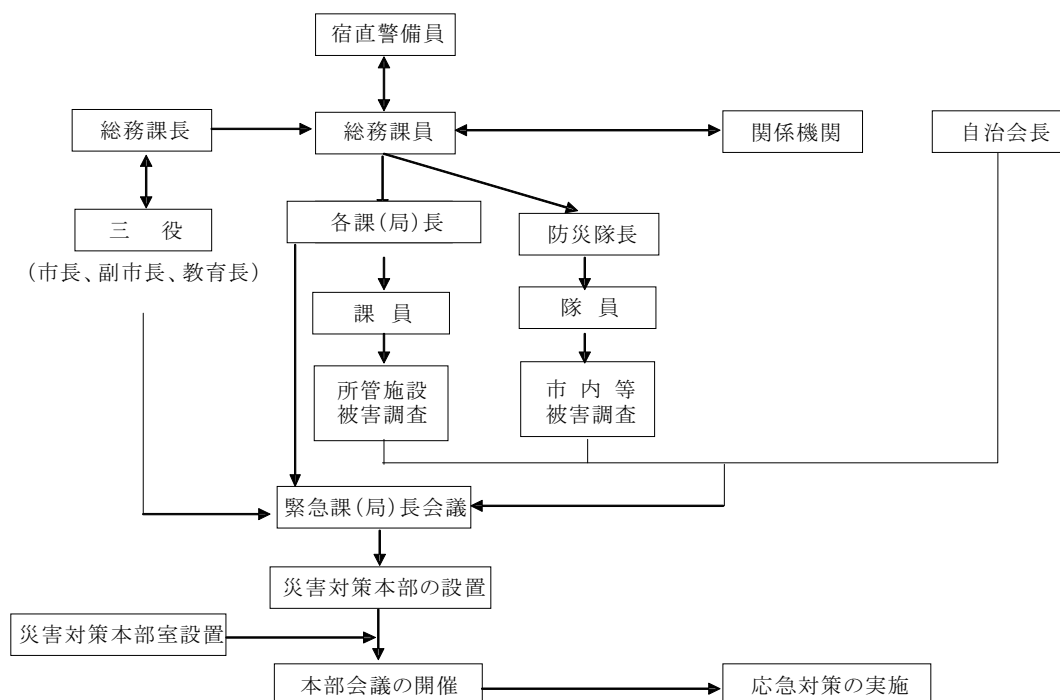
地震が発生した場合、災害応急対策等が必要となる各課(局)にあつては、迅速に職員を配備するものとする。

なお、震度4以上の地震が発生した時の職員の配備体制は次の基準による。

| 配備体制区分  | 配 備 基 準                                    | 目安となる震度 |
|---------|--------------------------------------------|---------|
| 地震第1次配備 | 局地的な災害が発生し又はその発生が予測される場合に直ちに対応できる体制        | 震度4・5弱  |
| 地震第2次配備 | 複数市町村にわたる災害が発生し又はその発生が予測される場合に直ちに対応できる体制   | 震度5強・6弱 |
| 地震第3次配備 | 広範囲にわたる大規模な災害が発生し又はその発生が予測される場合に直ちに対応できる体制 | 震度6強以上  |

### 3 勤務時間内外における対応

(1) 震度4以上の地震を観測した場合、次の経路により地震情報を伝達し市内の震災状況調査を行うものとする。



(注) 庁内放送が可能な場合は、庁内放送をもって伝達に代えることができる。

(2) 各課(局)長は、上記(1)又は他の方法で地震等の情報を得たときは、速やかに被害状況等の把握に努めるものとする。

(3) 緊急課(局)長会議の招集

総務課長は、必要に応じて災害対策に関係する各課(局)長をメンバーとする「緊急課(局)長会議」を開催し、迅速な応急対策について協議するものとする。

(4) 勤務時間外において、市職員は連絡のない場合であっても自らの判断により、災害発生が必至と認められる時又は災害発生を察知した時は自発的に登庁するものとする。

(5) 上記(1)の体制に該当する職員は、次のことに留意し、速やかに登庁することとする。

ア 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置を取った後に登庁するものとする。

イ 登庁する際は、付近の被害状況をできる限り調査し、応急対策実施時に迅速かつ的確に活動できるよう努める。

(6) 警備員の連絡

警備員は、災害が発生したもしくは、災害が発生するおそれがある情報を収受した際は、総務課員(消防防災担当職員)に連絡して指示をあおぎ、必要に応じて関係課(局)長及び職員に連絡するものとする。非常連絡用の職員名簿は、警備員室に常備しておくものとする。

(7) 登庁職員等による応急対策の実施

登庁した職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容について、権限を有する者に報告するものとする。

(8) 参集時の留意事項

参集時の服装は、参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。なお、各職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

夜間・休日等の勤務時間外における職員登庁基準  
地震発生時の場合

| 規模                          | 体制         | 職 員 登 庁 基 準                                                                                                                                         |
|-----------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震度<br>4<br>・<br>5<br>弱      | 地震第1次配備体制  | 1 全課長・支所長（会計課・議会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局を除く）<br>2 総務課、建設課、上下水道局の全職員<br>3 応急対策が必要な課（局）で、あらかじめ指定された職員<br>4 防災隊（隊長）<br>※ 登庁する職員は、できる限り周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。 |
| 震度<br>5<br>強<br>・<br>6<br>弱 | 体制 地震第2次配備 | 全 職 員<br>※ 職員は、できる限り周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。                                                                                                            |
| 震度<br>6<br>強<br>以上          | 地震第3次配備体制  | 全 職 員<br>※ 職員は、できる限り周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。                                                                                                            |

## 第3節 自主防災組織による応急対策計画

### 1 計画の方針

発災後、直ちに地区レベルの応急活動が円滑に実施されるよう、住民は被害の発生防止又は軽減を図り、各自主防災組織を中心に、市及び防災関係機関と緊密に連携して、初期消火、救出・救護、避難誘導等の応急活動を実施する。また、各事業所は、防災コミュニティの一員として各自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

### 2 住民の行動

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもと、次のことについて可能な限りの防災活動を行う。

- (1) 身の安全の確保
- (2) ラジオ、テレビや市の同報系無線等による正確な情報の把握
- (3) 出火防止措置及び初期消火活動
- (4) 近隣相互の助け合い精神による救出、救護活動
- (5) 適切な避難行動（自家用車の利用の自粛等）
- (6) 幼児、児童・生徒が登校、登園している場合は、学校、幼稚園、保育所との打合せ事項により、連携対応をとる。
- (7) 自力による生活手段の確保

### 3 自主防災組織の活動

本市の自主防災組織は、地域的に一体性を有し、効果的な活動が行えるよう、主に町内会単位での組織編成を進めている。自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯感に基づき活動を行う。

- (1) 自主防災組織の活動拠点  
各自主防災組織の活動拠点は、各町内会所有の集会所などの施設に設置する。
- (2) 情報の収集及び伝達  
地域における災害の被害状況（人的被害、住宅の倒壊等の概略的状況）等を早期に収集把握し、直ちに防災関係機関に対して通報するとともに、必要な場合には防災関係機関に災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。  
同報系無線や有線、口頭連絡など多様な手段により防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。

### (3) 出火防止及び初期消火

出火防止及び初期消火のために、以下の対策を実施する。

- ア 地震が発生した場合、消火班員は、自分の家庭や家族の安全対策を講じた後、速やかにあらかじめ定めた場所に集合する。
- イ 使用している火を直ちに消すよう、拡声器等により周知徹底する。
- ウ 地域内に火災が発生した場合には、直ちに出勤し、消火活動にあたる。この場合の消火活動は原則として屋外で行う。
- エ 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- オ 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- カ 地域内に事業所の自衛消防隊がある場合には、協力して消火活動にあたる。

### (4) 救出救護

救出活動が必要な場合には、速やかに消防機関等の出動を要請するとともに、救出救護班員は、近隣住民の協力を得ながら、資機材を有効に活用して迅速な救出活動を行う。救出活動は、状況に応じて周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努めながら活動を行う。救出に際し火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたる。負傷者が出た場合は、応急救護活動を行うとともに、その負傷者の程度により、軽傷者は救護所へ、重症者は救護病院への搬送を行う。

### (5) 避難誘導

自主防災組織は、地域の避難誘導の中心的役割を担当し、地域に適合した避難計画に基づき、避難誘導の責任者の指示に従って全員が組織としてまとまって避難する。

避難誘導班員は、避難に際して住民が不必要な荷物を持たないように注意するとともに、災害時要援護者の避難支援を行い、安全避難に努める。

### (6) 避難所を開設した時の避難生活の管理運営協力

避難所が開設された場合には、自主防災組織は避難所住民による自治組織、市、学校等施設管理者、ボランティア等と協力して、「避難所運営委員会」を設置し、避難生活が良好に秩序だてて管理運営されるよう努める。防災倉庫に備蓄してある食料、仮設トイレの設置を行うとともに、防災機関が行う食料配給・給水活動に協力し、組織的に整然と避難住民に配給ができるよう活動する。救援物資の配布、ごみ処理、防犯、衛生美化、生活助け合いなど多様なコミュニティ活動を自主的かつ積極的に展開する。

### (7) 災害時要援護者の安全確保

自主防災組織は、発災後に迅速に避難誘導・安否確認等を行えるように、平常時から災害時要援護者の所在等の把握の上、関係者との共有に努める。

## 4 事業所の活動

事業所は、利用者、従業員の安全を確保し、災害の拡大防止と混乱防止に努めると

ともに、地域コミュニティの一員として自主防災組織等と連携をとり地域社会に貢献する防災活動を行い、地域社会の安定確保に積極的に協力する。

- (1) 自衛防災組織の迅速な編成
- (2) 正確な情報の収集と顧客等への伝達
- (3) 出火防止措置及び初期消火活動、危険物の安全管理の確認
- (4) 顧客等の安全確保、適切な避難誘導行動
- (5) 自主防災組織と連携した地域における救出救護、消火等の防災活動
- (6) 災害応急資機材の提供などの地域貢献活動
- (7) 事業所としてできる経済社会安定活動

## 第4節 防災関係機関の相互協力体制

一般災害対策編第3章第4節 「防災関係機関の相互協力体制」を準用する。

## 第5節 防災通信施設応急対策

一般災害対策編第3章第6節 「防災通信施設応急対策」を準用する。

## 第6節 被災状況等情報収集伝達計画

一般災害対策編第3章第7節 「被災状況等情報収集伝達計画」を準用する。

## 第7節 広報計画

一般対策第3章編第8節 「広報計画」を準用

## 第8節 住民等避難計画

### 1 計画の方針

地震災害時においては、建物の倒壊や火災等の発生が予想される。とりわけ、火災や有毒ガスの流出、拡散は大きな被害を及ぼすおそれがある。

このため、市は避難の迅速・安全な実行とともに避難の長期化を見据えた住民避難計画を作成し、住民及び関係機関に周知するものとする。

避難には、市長の勧告・指示により行われる場合と、住民の判断で自主的に行われる場合とがあるが、市は、どちらの場合も、避難場所(施設)への受入れと、その後の各種サービスの提供がスムーズに行われるよう手配するものとする。

なお、市長は、地震災害時において、人の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要な場合は、警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りの制限・禁止又は当該区域からの退去を、現場での緊急措置として命ずることができる。当該措置により一時的に居所を失った住民等がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受入れ、必要なサービスを提供するものとする。

#### (1) 各主体の責務

##### ア 住民

- (ア) 自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。
- (イ) 火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火に当たる。
- (ウ) 家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。
- (エ) 避難する場合は、隣近所で声を掛け合って集団で行動する。
- (オ) 公設避難所以外の場所に避難する場合は市に避難先を連絡する。

##### イ 企業・事業所等

- (ア) 不特定多数の者が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。
- (イ) 必要に応じて、施設を緊急避難場所として提供する。
- (ウ) 近隣での住民の救助活動に協力する。

##### ウ 市

- (ア) 地震後速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる。
- (イ) 避難所以外への避難者の状況を確認する。
- (ウ) 避難者の状況及びニーズを把握し、県に報告する。
- (エ) 二次災害※の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に避難を指示又は勧告する。

※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等

### 2 災害時要援護者に対する配慮

- (1) 情報伝達及び避難行動に制約がある災害時要援護者は、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。
- (2) 市は、予め策定した「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、消防、県警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、災害時要援護者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている災害時要援護者がいないか点検する。
- (3) 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

### 3 積雪期の対応

- (1) 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。
- (2) 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に災害時要援護者の避難支援について地域住民等の協力を求める。
- (3) 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

### 4 避難方式等

- (1) 住民による自主的な避難

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の避難勧告・指示を待っている避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により自主的に避難することが何よりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく周知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難する。当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また不在者を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

- (2) 市の措置

平素から地震時の避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。

### 5 行政の勧告又は指示に基づく避難

- (1) 危険の覚知と情報収集

市は、災害の発生が予測されるとき、市及び防災関係各機関に的確に情報を伝達する。市及び防災関係各機関は、所管区域内の危険箇所等のパトロールを強化し、危険の早期覚知に努めるとともに、住民等に警戒を呼びかける。

防災関係各機関は、職員、住民等からの通報により被害の発生を覚知したときは、直ちに応急対策に取り組む。また、住民等に危険が及ぶと判断したときは、直ちに市に連絡する。

## (2) 避難実施の決断と必要な措置

### ア 「勧告」又は「指示」等の実施者

避難の「勧告」及び「指示」は、災害対策基本法第 60 条に基づき、必要と認める地域の居住者に対し、原則として市長が行う。市長は、市域内において地震による災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告するものとする。また、必要に応じて阿賀野警察署長に住民の避難誘導への協力を依頼する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、市長が避難の勧告・指示を行うことができないとき、又は市長から要求があったときは、水防法第 22 条に基づき知事が避難の勧告・指示を、また災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条に基づき、警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに市長に通知するものとする。

### 【勧告及び指示等の実施者】

|                        | 実 施 責 任 者                               | 措 置                     | 実 施 の 基 準                                                                            |
|------------------------|-----------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難<br>勧告               | 市長又は知事<br>(災害対策基本法第 60 条)               | 立退きの勧告<br>及び<br>立退き先の指示 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。<br>知事の場合は市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 |
| 避難<br>の<br>指<br>示<br>等 | 知事及びその命を受けた職員<br>又は水防管理者<br>(水防法第 22 条) | 立退きの指示                  | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。                                                           |
|                        | 知事及びその命を受けた職員<br>(地すべり等防止法第 25 条)       | 立退きの指示                  | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。                                                         |
| 避難<br>の<br>指<br>示<br>等 | 市長又は知事<br>(災害対策基本法第 60 条)               | 立退き及び<br>立退き先の指示        | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。<br>知事の場合は市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 |

|        |                                           |                                 |                                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難の指示等 | 警察官<br>(災害対策基本法第 61 条)<br>(警察官職務執行法第 4 条) | 立退き及び<br>立退き先の指示<br>勧告<br>避難の指示 | 市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。<br>市長から要求があったとき。<br>重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。 |
|        | 自衛官<br>(自衛隊法第 94 条)                       |                                 | 被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。                                                    |

#### イ 住民等への伝達と避難の実施

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行うものとする。

- (ア) 要避難対象地域
- (イ) 避難理由
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難時の注意事項(避難後の戸締り、家屋の補強、家財道具の処理、携行品、服装等)

#### ウ 避難の広報

- (ア) 市は、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ・ラジオ等あらゆる広報手段により、住民等に対して迅速な周知・徹底を図るものとする。
- (イ) 市は、要援護対象者への勧告又は指示に当たっては、地域の消防団、自治会、自主防災組織等を通じ、確実に伝達する体制を整えておくものとする。

#### エ 避難誘導

- (ア) 避難誘導者  
住民等の避難誘導は、阿賀野警察署、消防機関の職員及び団員が実施するものとし、自治会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。また各単位に事前に誘導責任者を定めておくものとする。
- (イ) 避難誘導  
避難場所及び経路を避難者に徹底させるため、広報宣伝することは勿論、要所ごとに表示するか表札を立てておくものとする。  
また、災害の種別・規模等により避難場所及び避難経路を選択しなければならないことは、当然予想されるので臨機応変に対処できるよう誘導責任者は平常から心掛けておくものとする。
- (ウ) 避難順位

避難立ち退きの誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、病人等の要援護対象者を優先するものとする。

自力で避難できない場合、又は避難経路中危険がある場合、寝たきり老人、子どもの避難についてはできるだけ車両を利用して行う。

#### オ 避難路の安全確保

(ア) 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官等の協力により避難路上にある障害物を排除し、避難の円滑化を図るものとする。

(イ) 市は、警察、消防機関と協力して避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、車両、舟艇等を活用し、また状況によってはヘリコプターの出動を要請し、住民を迅速・安全に避難させるものとする。

#### カ 避難所の開設

市は、住民に避難を勧告又は指示した場合は、直ちに避難先の施設の管理者に連絡し、原則として屋内の施設内に避難者を受け入れるよう指示するものとする。

#### 資料編 ○避難所一覧

#### キ 関係機関への連絡

市は、防災関係各機関に対し避難行動への支援・協力を要請する。また、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに知事及び阿賀野警察署、消防署等関係機関に連絡するものとする。

#### ク 近隣市町村への連絡

地域住民が避難のため近隣市町村の施設を利用する場合、また避難の誘導経路によって協力を求めなければならない場合は、近隣市町村に対し、必要事項を連絡し協力を求めるものとする。

## 6 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

### (1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により市長等が行う。

【警戒区域設定の権限区分表】

| 区分                            | 実施者                                                     | 設定権                             | 目的                                             |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------|
| 災害対策基本法<br>第 63 条第 1 項        | 市長                                                      | 災害時の一般的な警戒区域設定権                 | 住民等の生命・身体等の保護を目的とする。                           |
| 災害対策基本法<br>第 73 条第 1 項        | 知事(市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。)                 |                                 |                                                |
| 災害対策基本法<br>第 73 条第 2 項        | 警察官(市長若しくはその委任を受けて職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。)  |                                 |                                                |
| 災害対策基本法<br>第 63 条第 3 項        | 災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官(市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る。) |                                 |                                                |
| 水防法<br>第 14 条第 1 項            | 消防団長、消防団員、消防機関に属する者                                     | 水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定権         | 水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。 |
| 水防法<br>第 14 条第 2 項            | 警察官(消防団長、消防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。)     |                                 |                                                |
| 消防法<br>第 28 条第 1 項、<br>第 36 条 | 消防吏員又は消防団員                                              | 火災の現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域の設定権 |                                                |
| 消防法<br>第 28 条第 1 項、<br>第 36 条 | 警察官(消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの若から要求があったとき。)          |                                 |                                                |

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展開等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。警察官、海上保安官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受入れ、必要なサービスを提供するものとする。

## 第9節 避難所運営計画

### 1 計画の方針

避難所は、地震発生後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は市が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、災害時要援護者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。

また、避難所の開設に当たっては災害時の危険を回避するために一時的に避難する一時避難所とライフラインの確保がなされているなど避難所としての妥当性に配慮された避難所の区別に配慮する。

#### (1) 基本方針

##### ア 各主体の責務

- (ア) 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。
- (イ) 市は、避難所を開設し、地域住民、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。
- (ウ) 避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

##### イ 達成目標

- (ア) 避難に関する最初の情報の発出後速やかに開設する。（施設の安全確認、職員配置）
- (イ) 開設6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、災害時要援護者の把握と初期的な対応を行う。
- (ウ) 開設12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。
- (エ) 開設3～7日後までには、避難者の入浴の機会を確保する。
- (オ) 避難所での生活をおおむね開設から2ヶ月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

#### (2) 避難所運営の留意点

##### ア 一般的事項

- (ア) 避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。
- (イ) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室、男女別の物干し場の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。
- (ウ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。

- (エ) 避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。
- (オ) 避難者2人当たり3.3㎡のスペースが確保できるよう注意する。
- (カ) 震災の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。
- (キ) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、和式、洋式両方の配置に努める。
- (ク) テレビ、ラジオ、見えるラジオ等の文字放送、臨時公衆電話、インターネット端末等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
- (ケ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
- (コ) 入浴施設の配置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- (サ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。

#### イ 両性の視点に立った避難所運営

- (ア) 避難所への職員配置は、男女両性のバランスに配慮する。
- (イ) 避難住民による避難所管理組織に男女が等しく参画できるよう配慮を求める。

### (3) 災害時要援護者への配慮

#### ア 避難所での配慮

- (ア) 市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に務める。
- (イ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、災害時要援護者の情報環境に配慮する。
- (ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障害者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

#### イ 福祉避難所の開設

- (ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。
- (イ) 福祉避難所には、障害者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

### (4) 積雪地域での対応

- ア 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。
- イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

## 2 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の仮設

避難所に適する施設がない地域又は避難場所が使用不能となった場合又は、避難所に収容しきれなくなった場合には、災害対策本部の避難担当対策部は野外バラックを仮設し又は、天幕を設営するなどの措置をとるものとする。

(2) 避難場所の実態把握

ア 駐在員の派遣

避難所を開設し避難住民を収容したときは直ちに各避難所に担当職員を派遣して避難所の管理にあたらせるものとし、必要に応じて、消防団員を派遣するものとする。

イ 避難住民の把握及び本部との連絡

避難所駐在員は避難住民の実態把握と保護に当たるものとし、消防団員と協力して避難所を管理し災害対策本部と情報連絡を行うものとする。

(3) 避難者の把握

管理責任者たる駐在員は、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳を把握して速やかに市役所に連絡するものとする。

避難者にけが人・病人等がいる場合は、直ちに消防等へ連絡し、必要な措置をとる。また、他の避難者に対しては、避難にあたっての注意事項等を示し、混乱の防止に努めるものとする。

(4) 避難所開設の報告及び記録

ア 県知事への報告

避難所を開設したときは、下記項目を取りまとめて知事に報告するものとする。

(ア) 避難所開設の日時

(イ) 場所及び施設名

(ウ) 収容人員及び収容状況

(エ) 開設期間の見込み

(オ) 記録

イ 避難所記録の作成と報告

各避難所の駐在員は避難所及び避難住民に関する記録を作成するものとし、避難所閉鎖と共に災害対策本部に提出するものとする。

(5) 情報の提供と発信

市は、避難者に対し、避難所の駐在員を通じるなどして、被害状況等に関する情報を逐次提供するものとする。また、避難者の安否等を、マスコミ等を通じて広報するものとする。

(6) 物資・サービス等の提供

市は、避難者を避難所に受け入れたときは、直ちに日本赤十字社新潟県支部阿賀野市地区に連絡し、日用品等の提供を依頼する。避難所の駐在員は、避難者のニー

ズを把握し、必要な物資・サービスの提供を市に要請するとともに、自らも災害時要援護者への別室の用意、冬季間の暖房装置の確保等に配慮するものとする。

また、市が指定した避難所以外への避難者に対しても、物資・サービス・情報の提供について配慮するものとする。

### 3 避難後の状況の変化等に応じた措置

#### (1) 避難者が増え続ける場合

市は、避難所の駐在員を通じて、避難者の動向を常に把握するものとする。地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を越えて避難者が参集しつづけると判断した場合は、他の余裕のある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の駐在員を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配するものとする。本市の避難所だけでは不足する場合は、被災地外の市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあつせんを依頼するものとする。

#### (2) 更に危険が迫った場合

市は、災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、県、警察等に避難者移動用の車両、舟艇、ヘリコプター等の提供を依頼するとともに、協力して避難誘導に当たるものとする。

#### (3) 危険が去った場合

市は、被害が鎮静化した場合は、避難所の駐在員を通じて避難者に連絡するとともに、避難の勧告・指示を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の駐在員に届け出るものとする。駐在員は、避難者の退去状況を、逐次市に連絡するものとする。

### 4 避難の長期化への対処

#### (1) 市のとるべき措置

市は、住民の避難が長期化した場合は、避難所運営にあたって次の点に留意するものとし、特に、高齢者、障害者、病人等の要援護対象者の処遇について、十分に配慮するものとする。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮するものとする。

##### ア 避難者の栄養、健康等の対策

避難者のニーズに応じた栄養確保及び生活必需品(下着、生理用品等)の確保に努める。特に、寒冷期においては暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努めるものとする。

##### イ 避難所の衛生、給食、給水等対策

(ア) 入浴、便所、ごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

(イ) 炊き出し施設を設けるなどして、応急的な食料の配付を行う。

(ウ) 給水車等による応急給水についても考慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談などの対応についても配慮するものとする。

エ 避難所運営に伴う各機関への協力要請

避難所の運営に際し、必要に応じて、県に対して、日本赤十字社新潟県支部、新潟県医師会、新発田地域振興局健康福祉環境部、精神保健福祉センター、新潟県栄養士会、ボランティア団体等の防災関係機関の協力についての要請を行うものとする。

オ 救護センター、精神保健の一次相談窓口の設置

避難が長期化した際には、避難所に救護センター及び精神保健に関する一次相談窓口を設けるものとする。

カ 避難所では1日最低1枚のチラシで配布し、情報の提供に努める。

キ 災害救助法等が適用されている場合の措置

災害救助法又は災害救助条例による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(厚生労働大臣の同意を含む。)を受けるものとする。

(2) 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

ア 自治組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

ウ 要援護対象者への配慮

エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(3) 住民の避難生活の早期解消のための措置

市は、住居を滅失又は長期間居住不能となった住民の住居の確保について、公営住宅への入居や自宅再建の援助等の根本的措置を早期に提示するとともに、仮設住宅建設等の当座の住居対策を迅速に実施し、被災者が生活再建の計画を立てやすいよう配慮するものとする。

## 5 避難所外避難者への対応

市は、あらかじめ指定した避難所以外の場所(屋外及び施設内)に避難した被災者に対して食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援を行う。

(1) 状況調査の実施

市は、避難所外での住民の避難状況を把握するために、自治会、自主防災組織等の協力を得て次の事項について調査を実施し、避難者の支援ニーズの把握に努めるものとする。

(ア) 避難所外の場所

(イ) 避難所外避難者の人数

(ウ) 支援の要否・内容

(2) 情報の提供

市は、防災行政無線、広報車等により避難所の開設状況等を広報し、避難所への移送等の情報を提供するものとする。

(3) 災害時要援護者への配慮

避難所外に避難した高齢者、障害者、傷病者等災害時要援護者については、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(4) 積雪期の対応

市は、積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう移送する。

## 第10節 孤立地域対策計画

### 1 計画の方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、下記の順位をもって当たるものとする。

- (1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

### 2 孤立が予想される地域での活動

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡を取り、孤立の有無と被害状況について確認を行う。災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

- (1) 孤立が予想される地域の実態把握
  - ア 孤立が予想される地域に対し、N T T回線及び防災無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
  - イ 孤立状況及び被害の概要について情報収集するとともに、県に対して直ちに即報告を行う。
- (2) 救出・救助活動の実施
  - ア ヘリコプターによる救出・救助が必要な場合は、概要を直ちに県に報告する。
  - イ 救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
  - ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
  - エ 孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を行う。

### 3 通信孤立時の対応

- (1) 市内の通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

## (2) 関係機関による通信手段(N T T)

### ア 通信途絶状況の解消

災害応急復旧用無線電話機、孤立防止用無線機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消するものとする。

### イ 応急通信設備の設置

避難場所等に、衛星通信方式車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置するものとする。

### ウ 住民による通信手段

アマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に協力する。

### エ 電源の確保

通信途絶の原因に電源の喪失がある。可搬型無線機や携帯電話などの電源、電池の確保に努める。

## 4 交通孤立時の対応

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

### (1) 市の活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

### (2) 関係機関の活動

道路管理の責を有する各機関は、う回路の案内、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要道路から優先して、最小限の交通確保を行うものとする。

## 5 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、う回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

### (1) 市の活動

う回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターによる物資輸送の要請を行う。

### (2) 住民による活動

#### ア 当面の生活必需品の確保

孤立地域内においては、食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活必需品の確保について協力しあうものとする。

#### イ 近隣地域との連携

住民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努めるものとする。

## 第 11 節 自衛隊の災害派遣計画

一般災害対策編第 3 章第 12 節 「自衛隊の災害派遣計画」を準用する。

## 第 12 節 輸送計画

一般災害対策編第 3 章第 13 節 「輸送計画」を準用する。

## 第 13 節 警備・保安及び交通対策計画

一般災害対策編第 3 章第 14 節 「」「警備・保安計画」及び第 15 節 「交通対策計画」を準用する。

## 第 14 節 消火活動計画

### 1 計画の方針

地震により発生した火災は、同時多発と広範な延焼により大火災となる可能性が大きい。ため、住民の初期消火活動による延焼防止及び阿賀野市消防本部、自衛消防組織等消防機関の迅速、効果的な火災防ぎょ活動について定めるものとする。

#### (1) 基本方針

##### ア 各主体の責務

(ア) 住民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

(イ) 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

(ウ) 消防本部は、火災が発生した場合、消防団等連携し適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力に対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

##### イ 達成目標

発生した火災に対し、住民の初期火災による延焼防止及び消防機関等の迅速・効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

#### (2) 災害時要援護者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、災害時要援護者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

#### (3) 雪期における対策

積雪期は、通常でも火災が発生した場合は消火活動に困難をきたす場合が多い。え、地震が発生した場合は、倒壊家屋からの出火の増加や、積雪や落雪による道路の混乱で消防隊の現場到着が遅れるため、地震火災による被害が増大する可能性が大きい。

このため、住民及び消防署、消防団は、積雪期に地震が発生した場合は、次の事項に留意して火災対策に当たるものとする。

##### ア 住民等の対応

(ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止を徹底する。また保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず直ちに掘り起こす。

(ウ) 火災が発生した場合は直ちに消防へ通報するとともに、地域で協力して初期消火に努める。

#### イ 市消防本部の対応

(ア) 放送機関等を通じた広報により、住民等に出火防止の徹底を呼びかける。

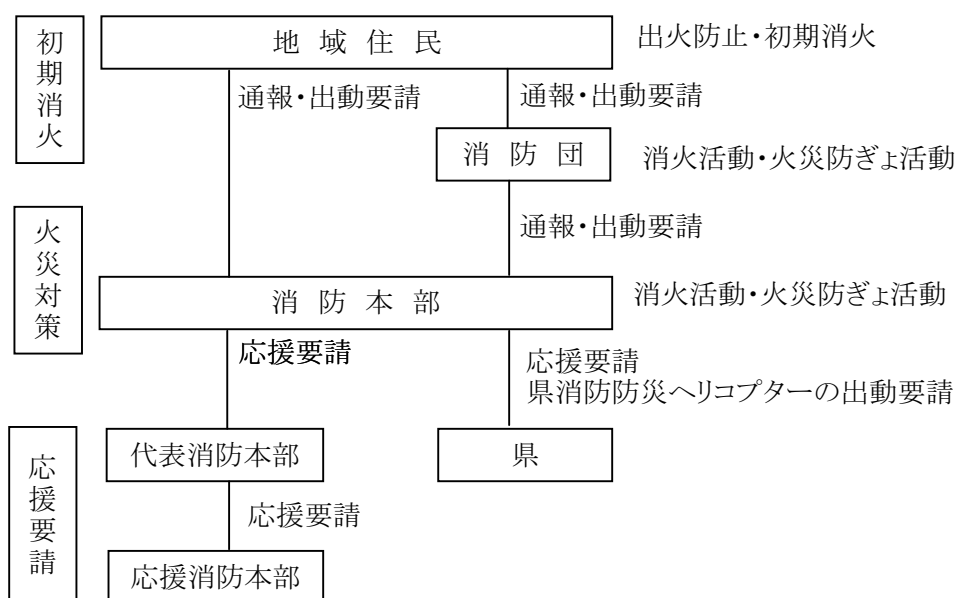
(イ) 火災発生現場への消防用車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(ウ) 多雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

#### (4) 惨事ストレス対策

消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 2 消火活動フロー図



## 3 地震火災への対処

平成7年4月1日に発生した北蒲直下型地震では、本市において火災は発生しなかったが、過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

(1) 火災が、不意に、同時に多数発生すること。

(2) 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。

(3) 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。

- (4) 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大問題である。このため、今後とも消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

#### 4 住民及び自主防災組織等の対策

住民及び事業所自主防災組織等は、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、次により出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報しなければならない。

- (1) コンロ、暖房機具等の火の元を消す。
- (2) 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。
- (3) 消防機関等へ迅速に通報(電話・駆け込み)する。
- (4) 電気機器及びガス機器の接続状況を確認し、コンセントを抜いたり、ガスの元栓を閉めたりして、二次災害の防止に努める。
- (5) 地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防隊の到着までの間、極力自力消火・救助活動を行うものとする。

#### 5 消防団の対策

消防団は地域に密着した防災機関として、阿賀野市消防本部と緊密な連携のもとに火災防ぎょ活動に努めるものとする。

- (1) 消防団の参集等  
消防団員は、参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。
- (2) 初期消火の広報等  
出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。
- (3) 情報の収集、伝達  
現地火災情報等を収集し、消防機関へ伝達する。
- (4) 消火活動  
常備消防部隊が到着するまでの間、地域住民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。常備消防の部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。

#### 6 消防本部の対策

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、全消防力をあげて消火活動に努めるものとする。

(1) 消防職員の招集

火災警報発令時等における電話、サイレン等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図るものとする。

(2) 火災情報の収集

119番通報、職員の参集途上の情報、消防団、自主防災組織等による情報、森林管理署等からの情報を収集する。

(3) 緊急交通路の確保

ア 警察及び道路管理者の情報をもとに火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路啓開を要請するものとする。

イ 消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。

(4) 火災防ぎょ活動

ア 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大防止、鎮圧する。

イ 火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については避難上の安全を確保するための消防活動を行なうものとする。

ウ 避難者収容施設、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行なうものとする。

(5) 消防水利の確保

消防機関は、利用可能な消防水利を明記した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速、的確な消防水利の確保に努めるものとする。

## 7 県消防防災ヘリコプターの緊急要請

(1) 消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

市長又は消防長は消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する場合は、下記の連絡先へ電話で速報連絡するものとする。速報後、「消防防災航空隊出動要請書」を作成し、ファクシミリで航空隊事務所へ送付する。

資料編 ○消防防災航空隊出動要請書

### 緊急運航の要請連絡先

新潟県消防防災航空隊

電 話           0 2 5 - 2 7 0 - 0 2 6 3

F A X           0 2 5 - 2 7 0 - 0 2 6 5

携帯電話       0 9 0 - 8 9 4 3 - 9 4 0 9

(勤務時間外)

新潟県庁警備員室   0 2 5 - 2 8 5 - 5 5 1 1

#### (2) 緊急運航活動の内容

##### ア 災害応急対策活動

災害の状況把握、物資搬送等

##### イ 火災防ぎょ活動

火災等の消火、火災情報等の収集及び伝達、住民への避難誘導等の広報

## 8 広域応援の要請

(1) 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに広域消防相互応援協定等に基づく応援を指定市町村長又は地域の代表消防本部に要請する。

(2) 消防本部は、(1)によって対応できないと判断した場合は、県が定める緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。

(3) 消防本部は、(1)(2) 応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず新潟市消防局及び消防課に連絡する。

(4) 市長は、緊急消防援助隊をもっても消火活動に対応できない場合は、県地域防災計画に基づき自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。

## 第 15 節 救急・救助活動計画

### 1 計画の方針

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、地域住民、消防、警察、医療機関等と相互に連携し、迅速かつ適切に救急救助活動を行い、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

#### (1) 基本方針

##### ア 各主体の責務

- (ア) 被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動に当たる。
- (イ) 市は、直ちに本地域防災計画の定めるところにより、地元医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。
- (ウ) 消防職員及び消防団員は本地域防災計画の定めるところにより、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、消防署・所及び消防団は直ちに救助隊を編成し、指揮者の下で救急救助活動を行う。
- (エ) 救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。
- (オ) 市及び消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに本地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

##### イ 達成目標

- (ア) 住民又は住民の自治組織等により迅速な初動対応ができる。
- (イ) 消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。
- (ウ) 市が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急救助体制を確立する。
- (エ) ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

#### (2) 災害時要援護者に対する配慮策

地域住民、警察署、市町村及び消防本部等は、災害時要援護者（障害者、傷病者、要介護高齢者、妊婦及び乳幼児等）の適切な安否確認を行い、救急救助活動を速やかに実施する。

#### (3) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、消防団、自治組織等による速やかな初動対応が重要であり、市は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

(4) 惨事ストレス対策

救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 2 住民・自主防災組織の初期活動

地震災害発生時は、交通路の遮断と救急需要の同時多発により、救助隊の到着遅延や活動困難のために負傷者等の救命率の低下が予想される。このため、被災地の地域住民等災害の現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、協力して救出活動に当たるものとする。

(1) 関係機関への通報

災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報する。電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線搭載車両に協力を依頼するものとする。

(2) 初期救急・救助活動の実施

地域、職場等の自主防災組織、及び災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り協力して、消防機関の到着までの間、極力自力消火及び負傷者の保護にあたるものとする。

自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力して救助活動にあたるものとする。

(3) 消防機関等への協力

災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じるものとする。

## 3 市及び消防機関の活動

(1) 救助活動の実施

ア 大災害発生時は、消防職員及び消防団員は、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、消防署及び消防団の指揮者は直ちに救助隊を編成するものとする。

イ 救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努めるものとする。

ウ 市は、直ちに市地域防災計画の定めるところにより、地元医師会等と協力して学校等に救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たるものとする。

(2) 重傷者等の搬送

負傷者等の手当ては、できるだけ最寄りの医療機関や市の開設した救護所等現地で行うものとする。重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるものとする。また、救急車により直接病院

へ搬送することが困難と判断されるときは、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリコプターや県警ヘリコプターによる病院への搬送を要請するものとする。

### (3) 広域応援の実施

ア 市消防本部は、災害の規模が大きく当該消防本部だけでは対処できないと判断した場合は、必要に応じて、「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく近隣消防本部への応援要請、新潟県消防長会で策定された新潟県応援出動計画に基づく応援要請、県に対する緊急消防援助隊の応援出動の要請を行うものとする。

イ 市消防本部は、要請を受けたときは直ちに応援出動するものとする。また、大規模災害発生に際しては自主的に出動準備をし、災害の状況に応じて必要と判断されたときは、応援要請を待たずして自主的に応援出動するものとする。

ウ 市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請依頼を行い、必要な消火体制を確保する。

## 第 16 節 医療救護活動計画

一般災害対策編第 3 章第 18 節 「医療救護活動計画」を準用する。

## 第 17 節 防疫及び保健衛生計画

一般災害対策編第 3 章第 19 節 「防疫及び保健衛生計画」を準用する。

## 第 18 節 こころのケア対策計画

一般災害対策編第 3 章第 20 節 「こころのケア対策計画」を準用する。

## 第 19 節 廃棄物処理計画

一般災害対策編第 3 章第 21 節 「廃棄物処理計画」を準用する。

## 第 20 節 トイレ対策計画

一般災害対策編第 3 章第 22 節 「トイレ対策計画」を準用する。

## 第 21 節 入浴対策計画

一般災害対策編第 3 章第 23 節 「入浴対策計画」を準用する。

## 第 22 節 食糧供給計画

一般災害対策編第 3 章第 24 節 「食糧供給計画」を準用する。

## 第 23 節 生活必需品等供給計画

一般災害対策編第 3 章第 25 節 「生活必需品等供給計画」を準用する。

## 第 24 節 災害時要援護者の応急対策

### 1 計画の方針

震災時においては、障害者、高齢者、傷病者等のいわゆる災害時要援護者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。市と日ごろ、災害時要援護者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)との協働のもと迅速、適切な災害時要援護者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じるものとする。

#### (1) 基本方針

##### ア 各主体の責務

##### (ア) 市の責務

市は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、災害時要援護者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関に協力要請や災害時要援護者情報の共有を行う。また、災害時要援護者の安否確認を迅速に行う。避難後は災害時要援護者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で災害時要援護者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障害者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。

##### (イ) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の災害時要援護者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の災害時要援護者の安全確保の協力を努める。

##### (ウ) 企業の責務

災害時要援護者を雇用している企業及び関係団体は、災害時要援護者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行う。

##### (エ) 地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で災害時要援護者の安全確保に努める。

##### (オ) 災害時要援護者及び保護責任者の責務

災害時要援護者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。

##### イ 達成目標

##### (ア) 避難誘導対策

災害時要援護者をもれなく避難誘導する。

##### (イ) 避難所※の設置・運営 ※以下「避難所」には福祉避難所を含む。

避難所において、災害時要援護者に対して良好な生活環境を確保する。避難所での生活が困難な災害時要援護者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

(ウ) 生活の場の確保

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、災害時要援護者の生活の場を確保する。

(エ) 保健・福祉対策

災害時要援護者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

(オ) 外国人支援

- ・外国人の被災・避難状況を確認する。
- ・多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。

(2) 積雪期の対応

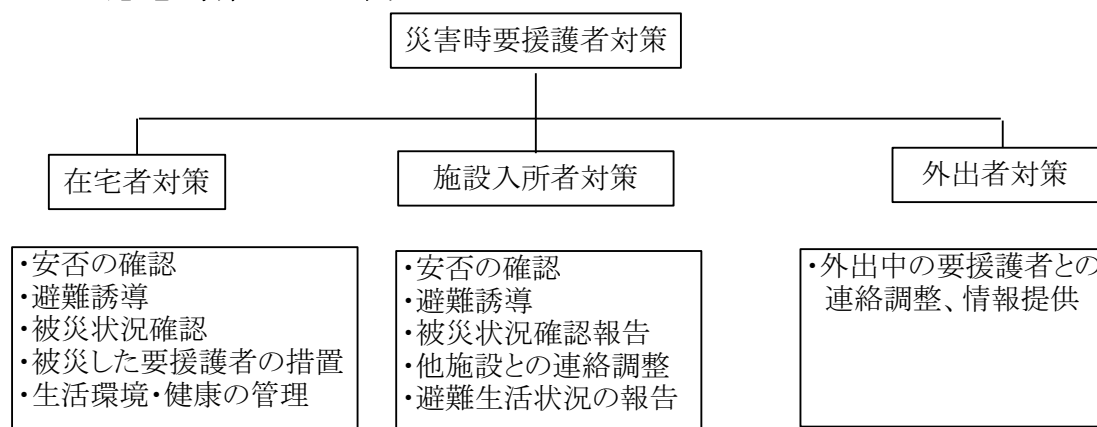
ア 在宅者における対応

積雪の多い地区においては、民生委員、消防団等地域関係者の協力を得て、介護を要する在宅者世帯及び介護者が高齢者又は高齢者だけの世帯に対し、雪下ろしや除雪に対し災害時に対応できる手立てに努める。

イ 施設における対応

積雪の多い地域の施設は、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪に努めるものとする。

## 2 応急対策フロー図



## 3 在宅災害時要援護者に対する対策

(1) 避難

震災により住民避難が必要となった場合、市は、災害時要援護者の避難にあたっては、日頃から交際のある近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、災害時要援護者が属する自治会等を単位とした集団避難を行うよう努めるものとする。

避難の誘導に際しては、災害時要援護者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮するものとする。

(2) 災害発生後の安否確認

市は、要援護対象者の避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を確認し、その安否確認に努めるものとする。

安否確認にあたっては、必要に応じ自治会長、民生委員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得るものとする。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市、新発田地域振興局健康福祉環境部は、次により災害時要援護者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努めるものとする。

ア 被災状況等の把握

避難所及び要援護対象者の自宅等に保健師やヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握するものとする。なお、被災状況の把握は、48時間以内に実施するよう努めるものとする。

イ 被災後の日常生活支援

(ア) 要援護対象者の身体状況

(イ) 家族(介護者)の被災状況

(ウ) 介護の必要性

(エ) 施設入所の必要性

(オ) 日常生活用具(品)の状況

(カ) その他避難生活環境等

ウ 被災後の日常生活支援

(ア) 市は、新発田地域振興局健康福祉環境部の指導・助言を受け、在宅要援護対象者の被災状況に応じ、避難所への収容施設への緊急入所、ヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努めるものとする。

(イ) 市は、被災した災害時要援護者に対し、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努めるものとする。

## 4 社会福祉入(通)所施設における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努めるものとする。

イ 入(通)所者が被災したときは、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関へ救助を要請するものとする。

ウ 施設長は、施設の被災状況に応じ、適切な避難場所(屋内、屋外、市指定避難所)を判断し、避難誘導を行うものとする。

エ 夜間、休日等で施設職員数が少数のときは、日頃より連携を図っている周辺地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努めるものとする。

(2) 被災報告等

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を市に報告し、必要な措置を要請するものとする。また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼するものとする。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じ他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じ保護者による引き取り等の手続きを講じるものとする。市及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんするものとする。

## 5 巡回相談等の実施

市は、新発田地域振興局健康福祉環境部と連携し、災害時要援護者の被災状況、避難生活上のニーズ把握等のため、避難所及び自宅等の災害時要援護者に対する定期又は臨時の巡回福祉相談等を実施し、必要な措置を講じるものとする。

## 6 外出中の災害時要援護者対策

避難所等における要支援対象者の確認の際に把握した地域外の要支援対象者に対し、災害要支援対象者対策班等において居住地との連絡調整を行い、それぞれに対し情報提供を行うよう努めるものとする。

## 第 25 節 文教施設における応急対策

### 1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合に、学校（園を含む。以下同じ。）を始めとする文教施設における児童・生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）、教職員、入館者及び施設利用者の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

#### （１）各主体の責務

##### ア 学校の責務

あらかじめ定めていた学校防災計画、マニュアルに従い、生徒等の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。また、避難所に指定されている学校又は臨時に指定された学校にあつては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあつても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

##### イ 市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

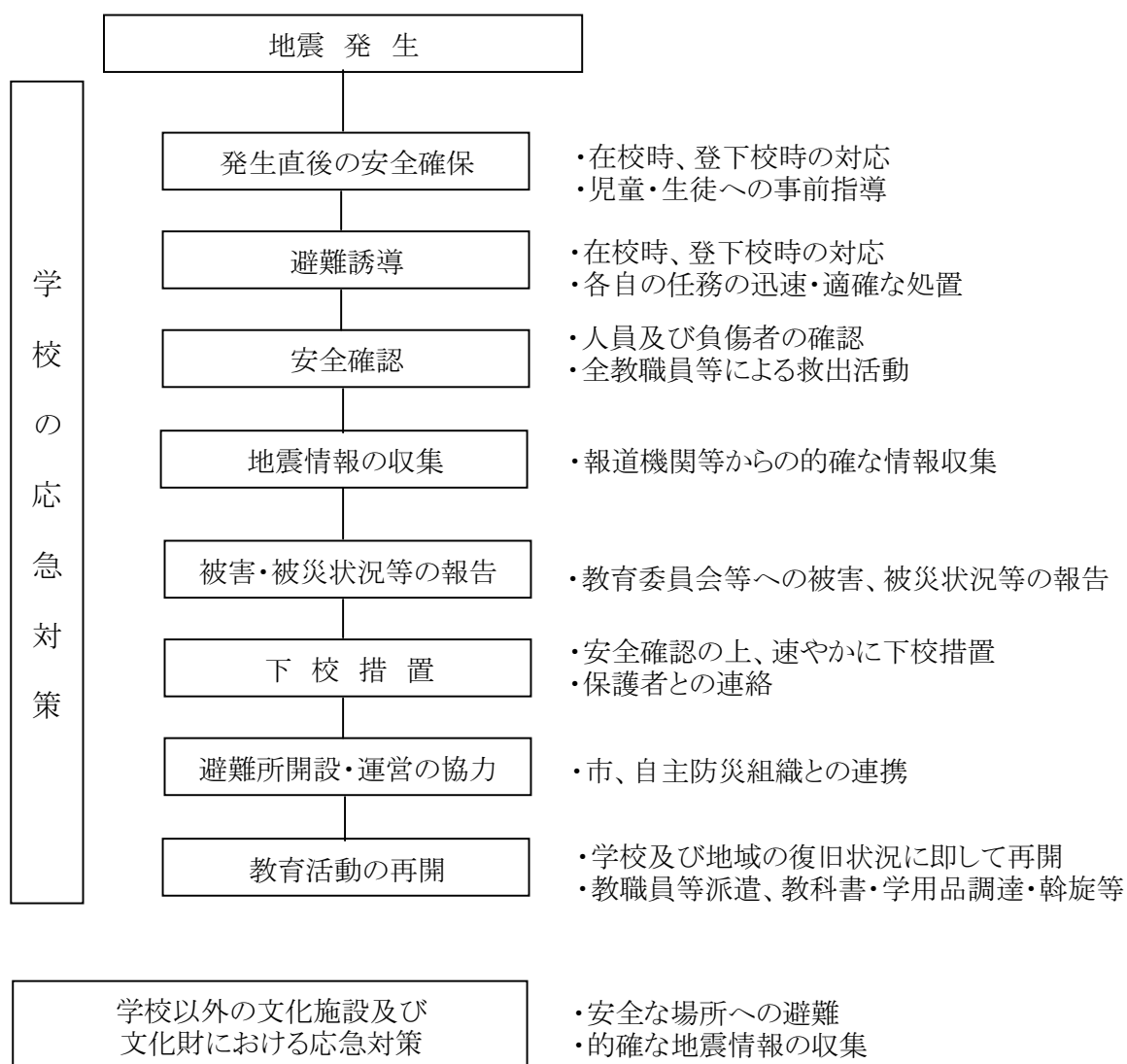
#### （２）達成目標

中越大震災クラスの地震に際しても、地震後概ね 2 週間以内に全学校で教育活動を再開する。

### 2 積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、より一層慎重に行う。

## 2 文教施設における応急対策フロー図



## 3 学校の地震応急対策

### (1) 地震発生直後の安全確保

直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。生徒等が避難集合し次第人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救出・捜索作業を行う。

非常持ち出し品については、予め指定された者が適切に対応する。

生徒等に対しては、以下の項目の指導を徹底する。

#### ア 在校時

(ア) 職員の指示を良く聞き、勝手な行動をとらない。

(イ) 机等を利用して(身体を低く身をかがめ、もぐる)、落下物から身体を保護し主震動が治まるまで行動を起こさない。深呼吸などをして気持ちを落ち着ける。

(ウ) ドアや窓を開け脱出口を作る。

- (エ) カバン、雨がさ等の通学用品を持たないで、上履きのまま外に出る。
- (オ) 身体、特に頭を保護する。
- (カ) 途中から教室、校舎内に戻らない。

#### イ 登下校時

- (ア) カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。
- (イ) 古い建物、建築中の建物等危険と思われる建物に近づかない。
- (ウ) ブロック塀、石塀に近づかない。
- (エ) 狭い道路はできるだけ避ける。
- (オ) 川岸からできるだけ早く遠ざかる。
- (カ) 橋の上・下は危険なので、橋から速やかに遠ざかる。
- (キ) 電車、バス等に乗車中は運転手、車掌、駅員等の指示に従う。
- (ク) 物にはさまって動けない時や、すぐ近くで火の手が上がるなど窮地に陥ったときは、大声を出して助けを呼ぶか、手近に音を出せるものがあれば、それを使って自分の位置を知らせる。

#### (2) 避難誘導

ア 教職員等は、避難経路に基づき生徒等を安全な場所(校庭等)に避難させること。

- (ア) タオル等目立ちやすい物等により学級の位置を知らせながら避難すること。
- (イ) 避難順序や経路は、校舎の被害状況によって変更の必要が生ずるので、教職員は、状況に応じた適切な処置をとること。
- (ウ) 落下物に注意しカバン等で頭部を保護すること。
- (エ) 負傷者や逃げ遅れの者の有無などについて注意すること。
- (オ) 誘導責任者は、授業中は授業実施中の教職員とし、休憩中及び放課後は原則として学級担任及び最も身近にいる教職員とする。
- (カ) 火災が発生した場合は、適切な方法により初期消火に努めるとともに、生徒等を安全な場所に避難させること。
- (キ) 非常持ち出し品については、予め指定された者が適切に対応すること。

イ 登下校中の地震発生に備えて、教職員等は、日頃、次のことを実施しておくこと。

- (ア) 生徒等に対して、基本的に学校が近い場合は学校へそれ以外の場合は市指定の避難場所に避難するか自宅に戻るよう指導しておくこと。
- (イ) P T Aと連携して、生徒等の交通手段の掌握、通学路における危険箇所、(ブロック塀、狭い道路等)の事前点検及び避難場所の周知を図っておくこと。
- (ウ) 小学校低学年等については、ワッペン等でどこの学校の生徒等であるかわかるようにしておくこと。

(エ) 小学生・中学生については、PTAや上級生等が避難誘導するよう、日頃から体制を整備しておくこと。

### (3) 安全確認

学級担任は、速やかに人員や負傷者を確認して、学年主任、教頭、校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）の手順で報告すること。人命救助が必要な場合は全教職員等で救出にあたること。

ア 養護教諭を中心に、教職員、生徒等による救護体制が編成できるよう日頃から訓練を実施しておくこと。

イ 学校医と災害時における協力について、取り決めに交わすなど連携を深めておくこと。

### (4) 勤務時間外に発生した場合の措置

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。校長は被災状況を集約して(1)と同じ経路で速やかに市教育委員会に報告する。また、生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況等を考慮したうえで休校等の措置を検討する。

### (5) 地震情報の収集

教職員等は、ラジオ、テレビ等報道機関の地震情報を収集するとともに、関係機関(市、警察署、消防署等)と連絡をとり、新しい情報把握に努めること。

### (6) 被害・被災状況等の報告

校長は、すみやかに被害・被災状況(生徒等、教職員、施設・設備)等を調査し、その結果を直ちに教育委員会等へ報告すること。

### (7) 下校措置

校長は、帰宅経路の安全が確認できたうえで、すみやかに下校させること。なお、小学校、中学校については、基本的に次の方法によること。

ア 通信回線が使用可能の場合

緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらい生徒等を下校させる。

イ 通信回線が使用不可能の場合

連絡がとれない場合には、通信回線が復旧し連絡がとれるまで避難場所に待機させること。

### (8) 避難所開設、運営の協力

校長等は、市、自主防災組織と連携して避難所開設・運営に積極的に協力すること。

ア 教職員等の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行うこと。

- (ア) 校長－施設管理者として、自主防災組織と連携して避難所運営を支援する。
- (イ) 教頭・教諭－校長の指揮のもとで、学校の避難所運営を支援する。
- (ウ) 養護教諭－学校医と連絡を取り、避難所の救護活動を支援する。
- (エ) 栄養職員等－学校の調理施設を利用した炊き出しに協力する。
- (オ) 事務職員等－市との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。

#### イ 避難使用場所の優先順位の考え方

- (ア) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等への入室は、基本的に禁止すること。
- (イ) 老人、妊婦、乳幼児等災害時要援護者は、優先的に条件が良好な部屋(和室等)を使用させること。
- (ウ) 災害時要援者用の避難場所や使用禁止の場所を決定し、事前に校内や地域に指示・回覧を行い周知徹底を図っておくこと。

#### (9) 教育活動の再開

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、すみやかな教育活動の再開に努めること。校舎の被害が甚大の場合には、学年合同授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行うこと。

イ 市は、すみやかな教育活動の再開に向けて、教職員の派遣、教科書・学用品の調達・あっせん等に努めるものとする。

#### (10) 生徒等の心のケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して生徒の避難先を訪ね、状況の把握、安全指導、生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、県等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

## 4 学校以外の文教施設及び文化財の応急対策

各施設の管理者及び文化財保有者は、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努めるものとする。

- (1) 地震発生直後は、施設への入館者又は利用者等の人命救助を第一として避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させること。
- (2) 施設への入館者又は利用者等について負傷の有無を確認して、必要な措置を講じること。  
人命救助が必要な場合は、全職員が救出にあたること。
- (3) ラジオ、テレビ等報道機関の地震情報を収集するとともに、関係機関と連絡を取り最新の情報把握に努めること。
- (4) すみやかに被害状況等を調査し、直ちに教育委員会等へ報告すること。

- (5) 施設が避難所となった場合は、市及び地域の自主防災組織と連携して避難所開設・運営に積極的に協力すること。

## 第 26 節 文化財応急対策

一般災害対策編第 3 章第 28 節 「文化財応急対策」を準用する。

## 第 27 節 障害物の処理計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

地震発生時には、倒壊した家屋や、工作物の転倒落下等により大量の障害物が発生する。円滑な応急活動を実施するための防災活動拠点緊急交通路の確保並びに災者が一日も早く日常生活を営むことができるよう障害物を除去するものとする。

#### (2) 達成目標

輸送路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

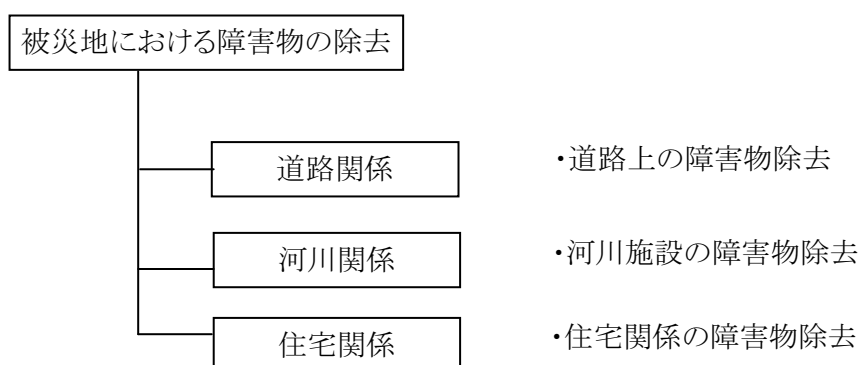
|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 輸送路等の障害物情報収集    | 地震発生から 3 時間以内  |
| 緊急輸送道路の障害物の除去   | 地震発生から 6 時間以内  |
| その他の輸送路等の障害物の除去 | 地震発生から 24 時間以内 |

ただし、人命救助等に必要な緊急交通路等については、関係機関が協力し、可能な限り早期に障害物を処理する。

#### (3) 積雪期の対応

降雪期における災害時の輸送路を確保するため、市災害対策本部は、県等の関係機関とともに、道路管理者があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定するとともに、その実施に当たるものとする。

### 2 計画の体系



### 3 道路網関係障害物の除去

地震時に発生する道路上の障害物は、災害発生時における初動活動で最も重要な救助活動や消火活動、さらには住民の避難行動や輸送活動をはじめ、応急対策活動全般に大きな影響を与えることとなる。

このため、市、道路管理者、警察等の関係機関との協議や市建設業協会との災害時の援助協定の締結等、それぞれの道路の除去活動の実施責任者、障害物除去の優先道路順位の指定、除去に必要な資機材の確保方法等について、具体的に定めておくもの

とする。

#### **4 河川関係障害物の除去**

液状化等により、被災した河川施設の障害物を除去するため、建設課、国、県河川関係管理者、警察等の関係機関と協議し、実施責任者、除去の方法等について定めておくものとする。

#### **5 住宅関係障害物の除去**

地震災害による住居やブロック壁等の倒壊により発生した建設資材や土砂等は、被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすばかりでなく、生活再建のためにも大きな負担となり支障となる。

従って、除去体制、除去対象、除去の方法、除去した障害物の集積場所の確保等について定めておくものとする。

## 第 28 節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

一般災害対策編第 3 章第 30 節 「遺体の搜索・処理・埋葬計画」を準用する。

## 第 29 節 愛玩動物の保護対策

一般災害対策編第 3 章第 31 節 「愛玩動物の保護対策」を準用する。

## 第 30 節 災害時の放送

一般災害対策編第 3 章第 32 節 「災害時の放送」を準用する。

## 第 31 節 公衆通信施設応急対策

一般災害対策編第 3 章第 33 節 「公衆通信施設応急対策」を準用する。

## 第 32 節 電力供給施設応急対策

一般災害対策編第 3 章第 34 節 「電力供給施設応急対策」を準用する。

## 第 33 節 ガス供給対策

一般災害対策編第 3 章第 35 節 「ガス供給対策」を準用する。

## 第 34 節 給水・上水道施設応急対策

一般災害対策編第 3 章第 36 節 「給水・上水道施設応急対策」を準用する。

## 第 35 節 下水道施設応急対策

一般災害対策編第 3 章第 42 節 「下水道施設の応急対策」を準用する。

## 第 36 節 原子力災害応急対策

一般災害対策編第 3 章第 37 節 「原子力災害応急対策」を準用する。

## 第 37 節 危険物等施設応急対策

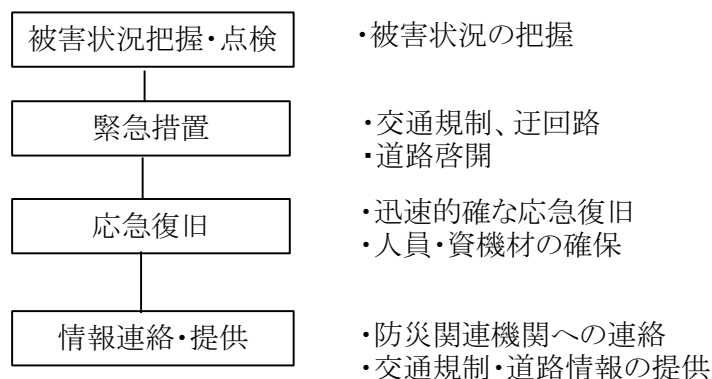
一般災害対策編第 3 章第 38 節 「危険物等施設応急対策」を準用する。

## 第 38 節 道路及び橋梁応急対策

### 1 計画の方針

震災時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、道路機能の確保が最も重要であり、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、被害状況の把握、道路啓開、応急復旧工事を的確に行うものとする。

### 2 計画の体系



### 3 被災状況の把握及び施設点検

震度 4 以上の地震が発生した場合は、橋梁等の主要な構造物等の緊急点検を行い、道路情報を収集するほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等はもとより、周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。特に緊急輸送道路に指定された路線の状況は、最優先に情報収集する。

### 4 緊急措置及び緊急通行機能

緊急措置及び緊急通行機能の確保緊急点検結果に基づき、交通規制等の緊急措置を実施するとともに、緊急通行車両等の通行のために道路啓開を実施し、2 車線を確保するものとする。

#### (1) 緊急の措置等

##### ア 通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において関係機関と連携を図り、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路状況について広報に努めるものとする。

##### イ 道路情報の周知

(財) 日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

## (2) 道路啓開

- ア 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。
- イ 関係機関と調整を図り、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により道路啓開を行うものとする。
- ウ 道路啓開は、可能な限り迅速に行い、原則として2車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行うものとする。
- エ 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察署、消防署等は、状況に応じ協力して必要な措置をとるものとする。

## 5 応急復旧

- (1) 応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施するものとする。
- (2) 道路管理者は建設業協会と協力し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

## 6 防災関係機関への連絡

道路管理者は、地震による道路の被害状況、措置状況の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡するものとする。

## 7 道路情報の提供

地震発生と同時に警察と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者のパトロールカー等により、通行者に対し道路情報等を提供するものとする。

## 第 39 節 鉄道施設の応急対策

一般災害対策編第 3 章第 40 節 「鉄道施設の応急対策」を準用する。

## 第 40 節 治山、砂防、河川施設の応急対策

### 1 計画の方針

治山、砂防、河川施設等の管理者は、地震による施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施するものとする。

#### (1) 基本方針

##### ア 住民の責務

治山、砂防、河川施設の被災、また、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。

##### イ 市の責務

住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

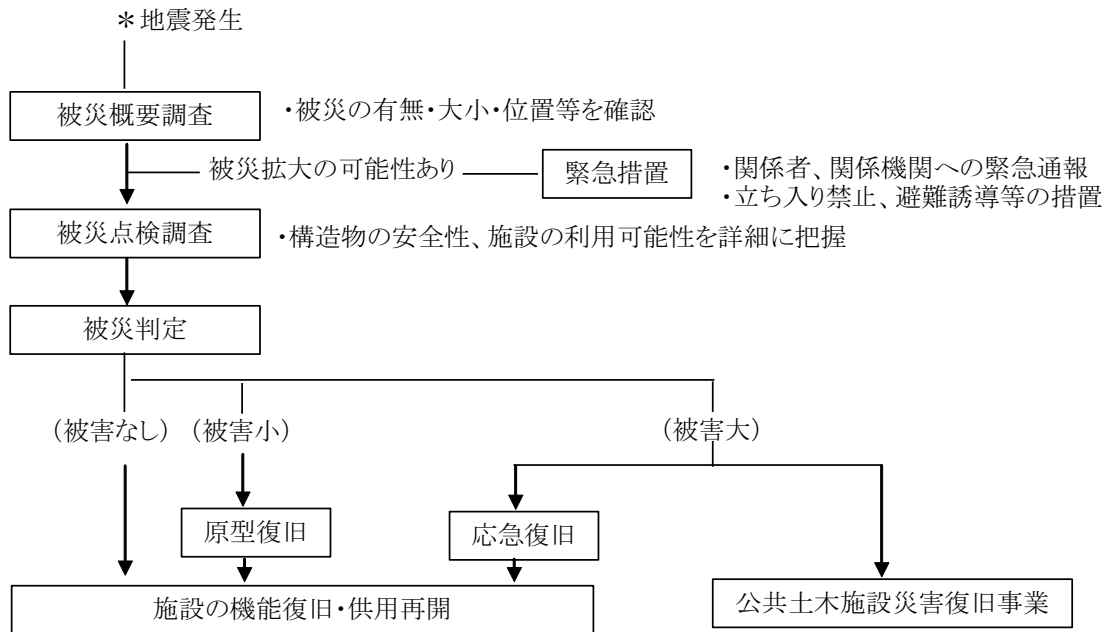
#### (2) 災害時要援護者に対する配慮

市は、土砂災害等により、主として災害時要援護者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

#### (3) 積雪期の対応

積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において通常と比較して多くの困難が伴う。各施設管理者は、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と積雪期における連携について事前に協議しておくものとする。

## 2 応急対策フロー図



## 3 被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保

各施設の管理者は、次により被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保対策を実施する。

### (1) 被災状況の把握及び施設の緊急点検

震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所、地すべり危険箇所等の防災上重要な施設(箇所)の緊急点検を実施する。

資料編 ○地区別地すべり危険箇所数

○地区別急傾斜地災害関係危険箇所数、土石流関係危険箇所数

○重要水防箇所一覧

### (2) 住民の安全確保

施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに立ち入り禁止措置を執るとともに、市、警察及び消防機関等への通報、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

## 4 被害の拡大防止

各施設管理者は、パトロール及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関等及び阿賀野市建設業協会等と密接な連携の下に、必要な応急措置を実施する。

### (1) 治山施設

ア 倒木、流木等の除去

倒木や流木等による施設の二次災害が発生するおそれのある場合は、速やかに倒木や流木等の除去に努める。

イ 被災地の巡視等危険防止のための監視施設の被害が拡大するおそれのある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止の監視を行う。

(2) 地すべり防止施設

ア 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

イ 被災地の巡視等危険防止のための監視

地震により地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロール、要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(4) 砂防設備

砂防設備が被害を受けた場合には、その被害の程度に応じて巡回パトロール、地元住民を通じた河川の濁りの変化や水量変化観測等により二次災害による危険防止のための監視を行う。

(5) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、震災後の出水で被堤等重大な災害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の必要な措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、震災を受けた地域の早急な復旧・復興を期すため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。頭首工等河川の流水の利用

を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者並びに周辺施設の管理者と協議を行い二次的な災害の防止に努めるものとする。

オ 危険物、油流出等事故対策の実施

地震により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため下流住民への情報提供や、汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、出来る限りライフライン並びに地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

## 5 応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

## 6 住民に対する広報等

- (1) 地震後は、気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異状流出が発生しやすくなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係住民、市等へ周知する。
- (2) 地震により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、市、警察、消防機関等へ逐次連絡する。

## 第 41 節 農地・農業用施設等の応急対策

### 1 計画の方針

地震災害時においては、農地及び農道、用排水施設、ため池等の農地及び農業用施設の被災が予想される。農地・農業用施設の管理者である市、土地改良区等は、地震発生直後の地震情報の収集・連絡にあたりとともに、相互の緊密な連携のもとに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努めるものとする。

#### (1) 基本方針

##### ア 市の責務

地震発生直後の地震情報の収集・連絡にあたりとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・ため池等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

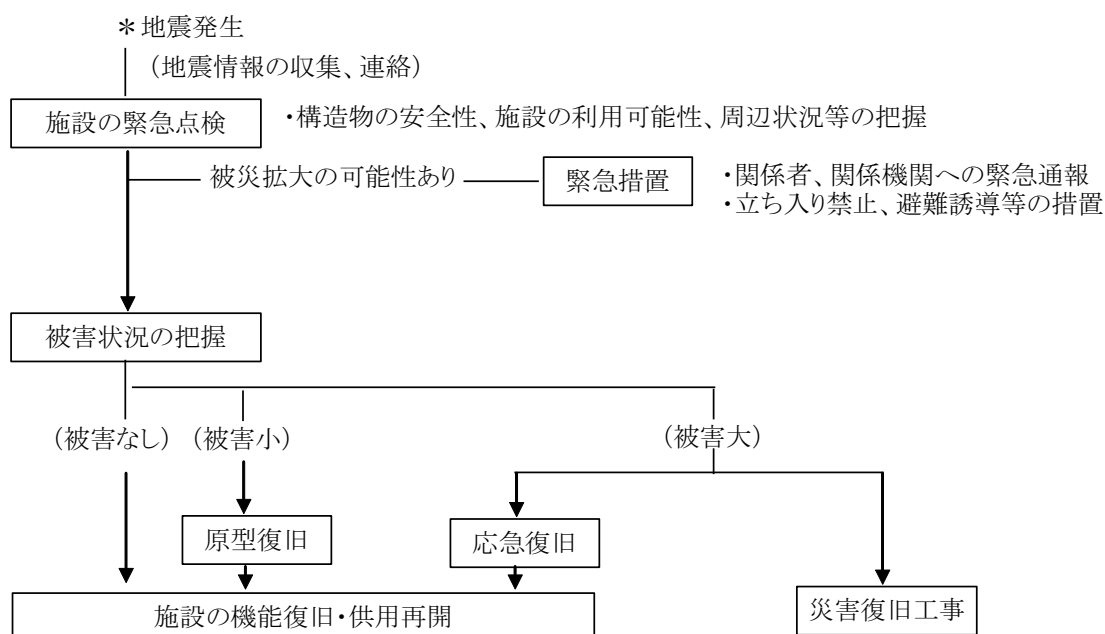
##### イ 土地改良区・施設管理者等の責務

地震発生直後の地震情報の収集・連絡にあたりとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

#### (2) 災害時要援護者に対する配慮策

臨時点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

### 2 応急復旧のフロー図



### 3 災害の拡大防止と二次災害の防止

(1) 地震情報の収集・連絡

市は、震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行うものとする。

(2) 施設の緊急点検

各施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡し、災害のおそれのある場合には、住民に対する避難のための勧告指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。

(3) 被害状況の把握

市は、関係土地改良区と相互に連携し、農地及び農業用施設等の被害状況を把握し、農村整備部に報告するものとする。

農業用施設については、農林課の職員が巡視を行う。農業排水施設については、それぞれの管理者及び消防団が巡視を行い、農林課の担当者に被害状況が集約されるようにする。

(4) 応急対策の実施

各施設管理者は、関係機関と連携のもとに、被災者の生活確保を最優先に農地及び農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた所要の体制を整備し、次の応急対策を実施するものとする。

ア 集落間の連絡農道及び基幹豊道の管理者は、避難路や緊急輸送路の確保のため、優先して応急復旧と障害物の除去を実施するものとし、通行が危険な道路については、市、警察機関等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずるものとする。

イ 市、土地改良区は、浸水被害が拡大するおそれのある区域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行うものとする。

排水ポンプが不足する場合には、県に対して県保有の排水ポンプの貸与等を要請するものとする。

ウ 施設管理者は、発災後の余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じ専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難対策を実施する。

エ 施設管理者は、余震による主要な構造物（橋梁等）や建築物（場排水機場等）の被害程度に関し、専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

オ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずるものとする。

カ 応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により実施するものとする。

## 第 42 節 農林水産業応急対策

一般災害対策編第 3 章第 44 節 「農林水産業応急対策」を準用する。

## 第 43 節 商工業応急対策

一般災害対策編第 3 章第 45 節 「商工業応急対策」を準用する。

## 第 44 節 応急住宅対策

一般災害対策編第 3 章第 46 節 「応急住宅対策」を準用する。

## 第 45 節 ボランティア受入れ計画

一般災害対策編第 3 章第 47 節 「ボランティア受入れ計画」を準用する。

## 第 46 節 義援金品の受入れ・配分計画

一般災害対策編第 3 章第 48 節 「義援金品の受入れ・配分計画」を準用する。

## 第 47 節 義援物資対策

一般災害対策編第 3 章第 49 節 「義援物資対策」を準用する。

## 第 48 節 災害救助法による救助計画

一般災害対策編第 3 章第 50 節 「災害救助法による救助計画」を準用する。

## 第4章 災害復旧・復興計画

---

### 第1節 民生安定化対策

一般災害対策編第4章第1節 「民生安定化対策」を準用する。

### 第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

一般災害対策編第4章第2節 「融資・貸付・その他資金等による支援計画」を準用する。

### 第3節 公共施設等災害復旧対策

一般災害対策編第4章第3節 「公共施設等災害復旧対策」を準用する。

### 第4節 災害復興対策

一般災害対策編第4章第4節 「災害復興対策」を準用する。